

賠償責任保険

普通保険約款

施設所有（管理）者特別約款

請負業者特別約款

生産物特別約款

その他の特別約款・特約

目次

この「普通保険約款・特別約款・特約」（以下「本冊子」といいます。）は、保険契約者と当社との間に締結された保険契約の内容としてあらかじめ定められた約束事を記載したものです。

実際のご契約につきましては、本冊子およびご契約後にお届けする保険証券をあわせてご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特別約款・特約一覧表	P003
ご契約に適用される普通保険約款・ 特別約款・特約について	P007

Chapter 1	普通保険約款	P017
-----------	--------	------

Chapter 2	特別約款・特約	P031
-----------	---------	------

特別約款・特約一覧については P003 をご参照ください。

Chapter 3	返還保険料のお取扱いについて	P191
-----------	----------------	------

特別約款・特約一覧表

普通保険約款にセットできる特別約款・特約は、以下のとおりです。
なお、適用条件は、P007 をご参照ください。

賠償責任保険追加特約	032
保険法の適用に関する特約	034
保険料一般分割払特約	036
保険料大口分割払特約	039
保険料支払に関する特約	041
保険料クレジットカード払特約	042
初回保険料口座振替特約	043
初回追加保険料口座振替特約	044
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	046
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	048
保険料確定特約	049
共通支払限度額特約	050
共同保険に関する特約	050
縮小支払特約	051
保険証券総支払限度額設定特約	051
費用内枠払い特約	052
上乘せ保険契約特約	052
追加記名被保険者特約	053
追加被保険者特約	053
交差責任補償特約	054
対物間接損害補償対象外特約	054
廃棄物補償対象外特約	054
求償権放棄特約	054
懲罰的損害賠償金等補償対象外特約	055
被障害者の間接損害補償対象外特約	055
テロ行為等補償対象外特約	055
汚染損害補償対象外特約	055
MSLP特約（事故発生ベース）	056
MSLP特約（損害賠償請求ベース）	065
福祉事業者総合賠償責任保険特約	075
インターンシップ特約	080
マンション共用部分特約B	082
マンション共用部分特約C	083
サービスステーション特約	084
ビルメンテナンス業者特約	085
人格権侵害補償特約	086
被害者治療費等補償特約	087

初期対応費用補償特約	090
訴訟対応費用補償特約	091
使用不能損害拡張補償特約	092
精算（直近会計年度末）特約	093
精算（直近月末）特約	094
工事発注者責任補償特約	095
施設所有（管理）者特別約款	097
施設災害補償特約	098
限定危険補償特約	108
死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約	109
通院補償保険金支払特約	109
漏水補償特約（施設用）	111
鉄道（軌道）業者特約	111
ファシリティ・マネージメント特約	112
免責規定適用特約	113
構内専用車危険補償特約	113
道路賠償責任保険特約	114
出演者等補償対象外特約	114
主催行事特約	114
搭乗者損害補償対象外特約	115
飲食物危険補償特約	115
来訪者財物損害補償特約	116
借用イベント施設損壊補償特約	117
マンション共用部分特約D	118
漏水補償特約（マンション共用部分用）	119
指定管理者特約	119
管理不動産補償特約	121
追加被保険者特約（自治体）	121
シルバー人材センター特約	122
昇降機特別約款	132
請負業者特別約款	133
地盤崩壊危険補償特約	136
他工区危険補償特約	137
一部危険除外補償特約	137
保険料精算特約（請負・スポット契約用）	137
包括契約特約①（事故発生ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	137
包括契約特約②（事故発生ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式）	138

包括契約特約③（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	139
包括契約特約④（着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	140
包括契約特約⑤（着手ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式）	140
包括契約特約⑥（着手ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	141
包括契約特約⑦（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	142
包括契約特約⑧（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	142
特定下請負人補償対象外特約	143
交差責任補償特約A（請負用・One-Way）	143
交差責任補償特約B（請負用・Both-Way）	144
交差責任補償特約C（請負用・Full-Way）	145
地下埋設物損壊補償対象外特約	145
管理財物損壊補償特約	146
支給財物損壊補償特約	147
借用財物損壊補償特約	148
工事遅延損害補償特約	149
油濁損害補償対象外特約（請負用）	150
塗料の飛散・拡散補償対象外特約	151
塗料の飛散・拡散危険限定補償特約	151
同一工事場内損害補償対象外特約	152
既設建物等補償対象外特約	152
既設建物等火災損害補償対象外特約	152
運送業者特約	152
鍵再作成損害補償特約	154
マンション共用部分特約A	155
受託者特別約款	157
貴重品危険補償特約	158
漏水補償特約（受託者用）	158
冷凍冷蔵倉庫業者特約	158
運送危険補償対象外特約	159
修理・加工危険補償特約	159
紛失危険補償対象外特約	159
マリーナ特約	159
借戸室特約（包括契約用）	160
借戸室特約（個別契約用）	163
保管危険限定補償特約	164
生産物特別約款	166
食中毒・特定感染症利益補償特約	169
損害賠償請求ベース特約	173

追加被保険者特約（販売業者用）	175
エンジン焼付損害補償対象外特約	176
エンジン焼付損害縮小支払特約	176
不良完成品損害補償特約	177
不良製造品損害補償特約	178
職業性疾病補償対象外特約	179
生産物自体の補償に関する特約	180
残存物リスク補償特約	181
自動車管理者特別約款	182
下請負人再委託中補償特約	183
使用不能損害補償特約	183
油濁特別約款	185
油濁超過損害額支払特約	187
クリーニング業者特別約款	188
漏水補償特約（クリーニング用）	189
洗たく物紛失・誤配危険補償特約	190

ご契約に適用される普通保険約款・特別約款・特約について

1. 普通保険約款

名称	適用条件	ページ
賠償責任保険 普通保険約款	すべてのご契約	018

2. 特別約款・特約

次の特別約款・特約は適用条件に従い適用されます。なお、特別約款・特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。

上記保険証券の「特約」、「特記事項」または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

特約名称	適用条件（保険証券の表示等）	ページ
賠償責任保険追加特約	特約欄に「賠償追加」または「P5」もしくは名称の表示がある場合	032
保険法の適用に関する特約	施設所有（管理）者特別約款・昇降機特別約款・請負業者特別約款・生産物特別約款・受託者特別約款・自動車管理者特別約款のいずれかがセットされるすべてのご契約に適用	034
保険料一般分割払特約	払込方法欄に「〇〇分割 口座振替」（〇〇は分割回数）もしくは「一般」の表示がある場合	036
保険料大口分割払特約	払込方法欄に「大口分割回数」または「大口分割」の表示がある場合	039
保険料支払に関する特約	特約欄に「保険料支払」または「B9」もしくは名称の表示がある場合	041
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「クレジットカード払」または「Aイ」もしくは名称の表示がある場合または、保険料のお支払いにモバイル決済端末によるクレジットカード払をご利用の場合	042
初回保険料口座振替特約	特約欄に「初回保険料口座振替」または「Aア」もしくは名称の表示がある場合	043

初回追加保険料口座振替特約	払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割払特約または保険料大口分割払特約がセットされる場合	044
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	特約欄に「初回保険料払込取扱票・請求書払」または「Aク」もしくは名称の表示がある場合	046
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合	048
保険料確定特約	特約欄に「保険料確定」または「A6」もしくは名称の表示がある場合	049
共通支払限度額特約	補償項目の「共通」欄に支払限度額・保険金額の表示がある場合	050
共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	050
縮小支払特約	特約欄に「縮小支払」または「B8」もしくは名称の表示がある場合	051
保険証券総支払限度額設定特約	特約欄に「証券限度額」または「37」もしくは名称の表示がある場合	051
費用内枠払い特約	特約欄に「費用内枠」または「A2」もしくは名称の表示がある場合	052
上乗せ保険契約特約	特約欄に「上乗せ保険」または「41」もしくは名称の表示がある場合	052
追加記名被保険者特約	特約欄に「追加記名被保険者」または「44」もしくは名称の表示がある場合	053
追加被保険者特約	特約欄に「追加被保険者」または「A8」もしくは名称の表示がある場合	053
交差責任補償特約	特約欄に「交差責任」または「53」もしくは名称の表示がある場合	054
対物間接損害補償対象外特約	特約欄に「対物間接損害対象外」または「43」もしくは名称の表示がある場合	054
廃棄物補償対象外特約	特約欄に「廃棄物対象外」または「46」もしくは名称の表示がある場合	054
求償権放棄特約	特約欄に「求償権放棄」または「86」もしくは名称の表示がある場合	054

懲罰的損害賠償金等補償対象外特約	特約欄に「懲罰損害等対象外」または「P6」もしくは名称の表示がある場合	055
被障害者の間接損害補償対象外特約	特約欄に「被障害者間接損害対象外」または「A4」もしくは名称の表示がある場合	055
テロ行為等補償対象外特約	特約欄に「テロ行為等対象外」または「P7」もしくは名称の表示がある場合	055
汚染損害補償対象外特約	特約欄に「汚染損害対象外」または「Q2」もしくは名称の表示がある場合	055
MSLP特約（事故発生ベース）	特約欄に「MSLP事故発生ベース」または「C2」もしくは名称の表示がある場合	056
MSLP特約（損害賠償請求ベース）	特約欄に「MSLP請求ベース」または「A9」もしくは名称の表示がある場合	065
福祉事業者総合賠償責任保険特約	特約欄に「福祉事業者」または「P3」もしくは名称の表示がある場合	075
インターンシップ特約	特約欄に「インターンシップ」または「X6」もしくは名称の表示がある場合	080
マンション共用部分特約B	特約欄に「マンション共用部分B」または「C4」もしくは名称の表示がある場合	082
マンション共用部分特約C	特約欄に「マンション共用部分C」または「C7」もしくは名称の表示がある場合	083
サービスステーション特約	特約欄に「サービスステーション」または「C5」もしくは名称の表示がある場合	084
ビルメンテナンス業者特約	特約欄に「ビルメンテナンス」または「97」もしくは名称の表示がある場合	085
人格権侵害補償特約	特約欄に「人格権侵害」または「Q4」もしくは名称の表示がある場合	086
被害者治療費等補償特約	特約欄に「被害者治療費等」または「G1」もしくは名称の表示がある場合	087
初期対応費用補償特約	特約欄に「初期対応費用」または「P9」もしくは名称の表示がある場合	090
訴訟対応費用補償特約	特約欄に「訴訟対応費用」または「P8」もしくは名称の表示がある場合	091
使用不能損害拡張補償特約	特約欄に「使用不能損害拡張」または「Q1」もしくは名称の表示がある場合	092
精算（直近会計年度末）特約	特約欄に「精算（直近年度末）」または「R4」もしくは名称の表示がある場合	093

精算（直近月末）特約	特約欄に「精算（直近月末）」または「R5」もしくは名称の表示がある場合	094
工事発注者責任補償特約	特約欄に「工事発注者責任」または「W8」もしくは名称の表示がある場合	095
施設所有（管理）者特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	097
施設災害補償特約	特別約款（特約）欄に「施設災害補償」または名称の表示がある場合	098
限定危険補償特約	特別約款（特約）欄に「施設災害・限定」または「限定危険補償」もしくは名称の表示がある場合	108
死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約	被災者 1 名あたり補償保険金額欄に金額が表示されている場合	109
通院補償保険金支払特約	被災者 1 名あたり補償保険金額欄に金額が表示されている場合	109
漏水補償特約（施設用）	特約欄に「漏水補償」または「01」もしくは名称の表示がある場合	111
鉄道（軌道）業者特約	特約欄に「鉄道業者」または「82」もしくは名称の表示がある場合	111
ファシリティ・マネージメント特約	特約欄に「ファシリティ」または「16」もしくは名称の表示がある場合	112
免責規定適用特約	特約欄に「NAASH」または「免責規定適用」または「11」もしくは名称の表示がある場合	113
構内専用車危険補償特約	特約欄に「構内専用車」または「55」もしくは名称の表示がある場合	113
道路賠償責任保険特約	特約欄に「道路」または「56」もしくは名称の表示がある場合	114
出演者等補償対象外特約	特約欄に「出演者等対象外」または「13」もしくは名称の表示がある場合	114
主催行事特約	特約欄に「主催行事」または「17」もしくは名称の表示がある場合	114
搭乗者損害補償対象外特約	特約欄に「搭乗者損害対象外」または「50」もしくは名称の表示がある場合	115
飲食物危険補償特約	特約欄に「飲食物補償」または「W5」もしくは名称の表示がある場合	115
来訪者財物損害補償特約	特約欄に「来訪者財物」または「W6」もしくは名称の表示がある場合	116

借用イベント施設損壊補償特約	特約欄に「借用イベント施設」または「W7」もしくは名称の表示がある場合	117
マンション共用部分特約D	特約欄に「マンション共用部分D」または「C8」もしくは名称の表示がある場合	118
漏水補償特約（マンション共用部分用）	特約欄に「マンション漏水補償」または「C9」もしくは名称の表示がある場合	119
指定管理者特約	特約欄に「指定管理者」または「X3」もしくは名称の表示がある場合	119
管理不動産補償特約	特約欄に「管理不動産」または「X4」もしくは名称の表示がある場合	121
追加被保険者特約（自治体）	特約欄に「追加被保険者－自治体」または「X5」もしくは名称の表示がある場合	121
シルバー人材センター特約	特約欄に「シルバー人材センター」または「H2」もしくは名称の表示がある場合	122

昇降機特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	132
---------	----------------------	-----

請負業者特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	133
地盤崩壊危険補償特約	特別約款（特約）欄に「地盤崩壊」または「地盤崩壊危険」もしくは名称の表示がある場合	136
他工区危険補償特約	特約欄に「他工区補償」または「O8」もしくは名称の表示がある場合	137
一部危険除外補償特約	特約欄に「一部危険除外」または「O9」もしくは名称の表示がある場合	137
保険料精算特約（請負・スポット契約用）	特約欄に「精算（請負用）」または「T9」もしくは名称の表示がある場合	137
包括契約特約①（事故発生ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	特約欄に「包括1」または「T1」もしくは名称の表示がある場合	137
包括契約特約②（事故発生ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式）	特約欄に「包括2」または「T2」もしくは名称の表示がある場合	138
包括契約特約③（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	特約欄に「包括3」または「T3」もしくは名称の表示がある場合	139
包括契約特約④（着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）	特約欄に「包括4」または「T4」もしくは名称の表示がある場合	140

包括契約特約⑤（着手ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式）	特約欄に「包括5」または「T5」もしくは名称の表示がある場合	140
包括契約特約⑥（着手ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）	特約欄に「包括6」または「T6」もしくは名称の表示がある場合	141
包括契約特約⑦（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	特約欄に「包括7」または「T7」もしくは名称の表示がある場合	142
包括契約特約⑧（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）	特約欄に「包括8」または「T8」もしくは名称の表示がある場合	142
特定下請負人補償対象外特約	特約欄に「特定下請負人対象外」または「65」もしくは名称の表示がある場合	143
交差責任補償特約A（請負用・One-Way）	特約欄に「交差責任 A」または「19」もしくは名称の表示がある場合	143
交差責任補償特約B（請負用・Both-Way）	特約欄に「交差責任 B」または「21」もしくは名称の表示がある場合	144
交差責任補償特約C（請負用・Full-Way）	特約欄に「交差責任 C」または「D1」もしくは名称の表示がある場合	145
地下埋設物損壊補償対象外特約	特約欄に「地下埋設物対象外」または「O4」もしくは名称の表示がある場合	145
管理財物損壊補償特約	特約欄に「管理財物」または「W1」もしくは名称の表示がある場合	146
支給財物損壊補償特約	特約欄に「支給資材」または「W2」もしくは名称の表示がある場合	147
借用財物損壊補償特約	特約欄に「借用財物」または「W3」もしくは名称の表示がある場合	148
工事遅延損害補償特約	特約欄に「工事遅延損害」または「W4」もしくは名称の表示がある場合	149
油濁損害補償対象外特約（請負用）	特約欄に「油濁対象外」または「68」もしくは名称の表示がある場合	150
塗料の飛散・拡散補償対象外特約	特約欄に「塗料飛散対象外」または「24」もしくは名称の表示がある場合	151
塗料の飛散・拡散危険限定補償特約	特約欄に「塗料飛散限定」または「Q6」もしくは名称の表示がある場合	151
同一工事場内損害補償対象外特約	特約欄に「同一工事場内対象外」または「D2」もしくは名称の表示がある場合	152
既設建物等補償対象外特約	特約欄に「既設建物等対象外」または「J2」もしくは名称の表示がある場合	152

既設建物等火災損害補償対象外特約	特約欄に「既設建物等火災対象外」または「F9」もしくは名称の表示がある場合	152
運送業者特約	特約欄に「運送業者」または「G8」もしくは名称の表示がある場合	152
鍵再作成損害補償特約	特約欄に「鍵再作成損害補償」または「D3」もしくは名称の表示がある場合	154
マンション共用部分特約A	特約欄に「マンション共用部分A」または「G9」もしくは名称の表示がある場合	155

受託者特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	157
貴重品危険補償特約	特約欄に「貴重品補償」または「28」もしくは名称の表示がある場合	158
漏水補償特約（受託者用）	特約欄に「漏水補償」または「01」もしくは名称の表示がある場合	158
冷凍冷蔵倉庫業者特約	特約欄に「冷凍冷蔵倉庫業者」または「76」もしくは名称の表示がある場合	158
運送危険補償対象外特約	特約欄に「運送対象外」または「77」もしくは名称の表示がある場合	159
修理・加工危険補償特約	特約欄に「修理加工補償」または「E2」もしくは名称の表示がある場合	159
紛失危険補償対象外特約	特約欄に「紛失対象外」または「E1」もしくは名称の表示がある場合	159
マリーナ特約	特約欄に「マリーナ」または「74」もしくは名称の表示がある場合	159
借戸室特約（包括契約用）	特約欄に「借戸室（包括）」または「借戸室」または「E3」もしくは名称の表示がある場合	160
借戸室特約（個別契約用）	特約欄に「借戸室（個別）」または「R6」もしくは名称の表示がある場合	163
保管危険限定補償特約	特約欄に「保管危険限定補償」または「R7」もしくは名称の表示がある場合	164

生産物特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	166
食中毒・特定感染症利益補償特約	特別約款（特約）欄に「食中毒利益」または「食中毒利益補償」もしくは名称の表示がある場合	169

損害賠償請求ベース特約	特約欄に「損害賠償請求ベース」または「35」もしくは名称の表示がある場合	173
追加被保険者特約（販売業者用）	特約欄に「追加被保険者—販売業者」または「H6」もしくは名称の表示がある場合	175
エンジン焼付損害補償対象外特約	特約欄に「エンジン焼付対象外」または「05」もしくは名称の表示がある場合	176
エンジン焼付損害縮小支払特約	特約欄に「エンジン焼付縮小支払」または「06」もしくは名称の表示がある場合	176
不良完成品損害補償特約	特約欄に「不良完成品」または「33」もしくは名称の表示がある場合	177
不良製造品損害補償特約	特約欄に「不良製造品」または「32」もしくは名称の表示がある場合	178
職業性疾病補償対象外特約	特約欄に「職業性疾病対象外」または「36」もしくは名称の表示がある場合	179
生産物自体の補償に関する特約	特約欄に「生産物自体」または「Q9」もしくは名称の表示がある場合	180
残存物リスク補償特約	特約欄に「残存物リスク」または「W9」もしくは名称の表示がある場合	181

自動車管理者特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	182
下請負人再寄託中補償特約	特約欄に「下請負人再寄託中補償」または「02」もしくは名称の表示がある場合	183
使用不能損害補償特約	特約欄に「使用不能損害」または「K5」もしくは名称の表示がある場合	183

油濁特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	185
油濁超過損害額支払特約	特約欄に「油濁超過損害額支払」または「39」もしくは名称の表示がある場合	187

クリーニング業者特別約款	特別約款（特約）欄に名称の表示がある場合	188
漏水補償特約（クリーニング用）	特約欄に「漏水補償」または「01」もしくは名称の表示がある場合	189
洗たく物紛失・誤配危険補償特約	特約欄に「紛失誤配補償」または「81」もしくは名称の表示がある場合	190

MEMO

Chapter

1

普通保険約款

普通保険約款は基本となる補償内容
および契約手続等に関する原則的な
事項を定めたものです。

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害^(注1)または財物の滅失、破損もしくは汚損^(注2)（以下「事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従って、保険金を支払います。

（注1）身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

（注2）財物の滅失、破損もしくは汚損

財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

第2条（損害の範囲および支払保険金）

(1)当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限るものとします。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(注) をいいます。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特例）(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(2)当社が、支払うべき保険金の額は、(1)⑤および⑥を除き、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{(1)①から④までの規定により計算した損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

(3)(1)①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、(1)⑥の争訟費用について当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{(1)⑥の争訟費用}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{(1)①の損害賠償金の額}}$$

（注）損害賠償責任の額

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日（以下「始期日」といいます。）の午後4時^(注)に始まり、末日（以下「満期日」といいます。）の午後4時^(注)に終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第4条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（保険証券にこれと異なる国または地域が記載されているときは、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動^(注2)または騒擾^{じょう}、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体^(注3)もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注4)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注4) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した

付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下「保険申込書」といいます。)の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注1)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出(以下「訂正の申出」^(注2)といいます。)て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険^(注3)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 訂正の申出

この普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出を含みます。

(注3) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第8条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合^(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② (1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) (1)の事実がある場合

(4)ただし書きの規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査をすることができます。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料^(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
①または②の追加保険料の払込みを怠った場合^(注)

(注) 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、適用されます。

第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)当社は、被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

(3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条(保険料の精算)

(1)保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2)当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3)(1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を返還または請求します。

(4)この約款において、賃金、入場者、領収金または売上高とは次の定義に従うものとします。

① 賃金とは、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者とは、保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金とは、保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込額の総額をいいます。

④ 売上高とは、保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

(注) (1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料

保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

<p>② 第8条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額^{（注1）}を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額^{（注1）}を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額^{（注1）}のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア） $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>（イ） $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>
<p>③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過期間に対応する短期料率}}{\text{短期料率}} \text{（注2）}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア） $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}}{\text{短期料率}} \text{（注2）} \right)$</p> <p>（イ） $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

（注1）算出した額

保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- （1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2)(1)にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第20条（保険料の返還－取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）

(1)保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\text{ア. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注)}}{365} \right)$ $\text{イ. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$

(2)(1)にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解除または解約となる場合には、第17条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

(注) 短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

(1)第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日（以下「変更日」といいます。）から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2)第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込み

を怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂

行について当社に協力しなければなりません。

- (2)被保険者が、正当な理由がなく、(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の滅失、破損または汚損に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 ^(注1) および被害が生じた物の写真 ^(注2)
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

第27条 (保険金の支払)

(1)当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3)(2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条 (先取特権)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金にかかわる保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、同条(1)①の損害賠償金にかかわる保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第30条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第29条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金にかかる保険金と被保険者が第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる費用にかかる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

Chapter

2

特別約款・特約

特別約款・特約は、補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

賠償責任保険追加特約

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、当社が保険金を支払う損害は、その損害が偶然に生じた場合に限ります。

第2条（被保険者相互の関係）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約の規定は、それぞれの被保険者に対して別個にこれを適用せず、被保険者相互を第三者と見なしません。

第3条（保険金を支払わない場合—アスベスト損害）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害^(注)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ② 石綿等への曝露による疾病
- ③ 石綿等の飛散または拡散

(注) 賠償責任を負担することによって被る損害

いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

第4条（短期料率表）

普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間が1年を超える場合は、普通保険約款別表「短期料率表」をこの特約の別表に掲げる短期料率表に読み替えて適用します。

第5条（保険料の精算）

- (1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)の場合のほか、保険料が、完成工事高、延参加人数、延動員人数または販売トン数に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) この特約において、完成工事高、延参加人数、延動員人数および販売トン数とは、それぞれ次の定義に従うものとします。
 - ① 完成工事高とは、保険期間中に、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額をいい、売上高を含みます。
 - ② 延参加人数とは、保険期間中に、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数をいいます。
 - ③ 延動員人数とは、保険期間中に、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数をいいます。
 - ④ 販売トン数とは、保険期間中に、保険証券記載の業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。
- (3) 普通保険約款第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）②および③、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)ならびに同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)の規定中、「賃金、入場者、領収金または売上高」とあるのは、「賃金、入場者、領収金、売上高、完成工事高、延参加人数、延動員人数または販売トン数」と読み替えて適用します。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約が適用される保険契約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第17条（保険料の精算）(4)③の規定中「領収すべき税込額の総額」とあるのは「領収すべき金額の総額」
- ② 第17条（保険料の精算）(4)④の規定中「商品の税込対価の総額」とあるのは「商品の対価の総額」

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表

保険期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
年間保険料に対する割合	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険期間	13か月 まで	14か月 まで	15か月 まで	16か月 まで	17か月 まで	18か月 まで	19か月 まで	20か月 まで	21か月 まで	22か月 まで	23か月 まで	24か月 まで
年間保険料に対する割合	108%	116%	125%	133%	141%	150%	158%	166%	175%	183%	192%	200%

保険期間	25か月 まで	26か月 まで	27か月 まで	28か月 まで	29か月 まで	30か月 まで	31か月 まで	32か月 まで	33か月 まで	34か月 まで	35か月 まで	36か月 まで
年間保険料に対する割合	208%	216%	225%	233%	241%	250%	258%	266%	275%	283%	292%	300%

保険期間	37か月 まで	38か月 まで	39か月 まで	40か月 まで	41か月 まで	42か月 まで	43か月 まで	44か月 まで	45か月 まで	46か月 まで	47か月 まで	48か月 まで
年間保険料に対する割合	308%	316%	325%	333%	341%	350%	358%	366%	375%	383%	392%	400%

保険期間	49か月 まで	50か月 まで	51か月 まで	52か月 まで	53か月 まで	54か月 まで	55か月 まで	56か月 まで	57か月 まで	58か月 まで	59か月 まで	60か月 まで
年間保険料に対する割合	408%	416%	425%	433%	441%	450%	458%	466%	475%	483%	492%	500%

保険法の適用に関する特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約の特別約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
訂正の申出	告知事項 ^(注) について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第2条（告知義務）(3)③またはこの保険契約に付帯される他の特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項 第2条（告知義務）(1)に定める告知事項をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通知事項の通知	第3条（通知義務）(1)に規定する通知をいいます。

第1条（この特約の適用範囲）

この特約は、次のいずれかの特別約款による保険契約が、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号に定める「事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」でない場合に、適用されます。

- ① 施設所有（管理）者特別約款
- ② 昇降機特別約款
- ③ 請負業者特別約款
- ④ 生産物特別約款
- ⑤ 受託者特別約款
- ⑥ 自動車管理者特別約款

第2条（告知義務）

- (1)普通保険約款第7条（告知義務）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項^(注1)のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注2)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還

を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（通知義務）

(1) 普通保険約款第8条（通知義務）の規定にかかわらず、保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 危険増加^(注2)が生じた時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)の危険増加^(注2)をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注3)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注3) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（当社による保険契約の解除の適用除外）

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款第14条（当社による保険契約の解除）①の規定は、適用しません。

第5条（保険金の支払）

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(2)⑥および(3)の規定は、適用しません。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款を次の通り読み替えて適用します。

① 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①および第

21条(保険料の返還—解約または解除の場合)(1)①の規定中「第7条(告知義務)」とあるのは「保険法の適用に関する特約第2条(告知義務)」

- ② 第18条、同条②、第21条(1)①および第22条(追加保険料領収前の事故)(1)の規定中「第8条(通知義務)」とあるのは「保険法の適用に関する特約第3条(通知義務)」

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を準用します。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。

第1条(この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保

保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条

件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3)追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注)この規定

第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(当社による保険契約の解除)

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日^(注1)までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日^(注3)までに、次回保険料払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合

(2)(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料^(注2)を払い込むべき保険料払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日
- ② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1)保険料払込期日

第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2)分割保険料

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3)次回保険料払込期日

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日^(注)をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 第3回分割保険料の保険料払込期日

分割回数が2回の場合は、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月の応当日とします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込

むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合
② 保険料払込期日^(注1)までに、その保険料払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日^(注3)までに、次回保険料払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割保険料^(注2)の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料^(注2)を払い込むべき保険料払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日
② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 保険料払込期日

第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時^(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者

が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

第5条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。

イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定によ

る場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに生じたことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ. ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

- (5)(3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金の額</div> </div>

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合において、この特約を付帯する旨保険契約者が申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) (1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱に関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約の始期日から初回保険料を領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1)この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1)追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。

- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い請求した追加保険料	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金の額</div> </div>

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(4)および賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」または「延動員人数」は、それぞれ次の定義にしたがうものとします。

① 賃金

ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券に記載された業務または仕事に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額の保険期間に対する日割の額をいい、名称のいかんを問いません。

イ. 契約締結時にア. に規定する「賃金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務または仕事に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として1年間に支払う金銭の総額とします。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、有料、無料を問わず保険証券に記載された施設に入場を許された総人員^(注2)の保険期間に対する日割の人数をいいます。

③ 領収金

ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券に記載された業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

イ. 契約締結時にア. に規定する「領収金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された、保険証券記載の業務または仕事に対して1年間に領収する金額の総額とします。

④ 売上高

ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、被保険者が販売した保険証券に記載された商品の対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

イ. 契約締結時にア. に規定する「売上高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務または仕事に対する1年間の対価の総額とします。

⑤ 完成工事高

ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額をいい、売上高を含みます。

イ. 契約締結時にア. に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務または仕事に対する1年間の対価の総額とします。

⑥ 延参加人数

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。

⑦ 延動員人数

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注1)において、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。

(注1) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。

(注2) 総人員

ただし、被保険者と生計を共にする親族および被保険者の業務または仕事に従事する使用人を除きます。

第2条 (保険料精算の省略)

当社は、普通保険約款第17条(保険料の精算)(1)および(3)、同第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)②ただし書および③ただし書、同第19条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)、同第21条(保険料の返還—解約または解除の場合)(2)ならびに賠償責任保険追加特約第5条(保険料の精算)(1)および(3)の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

共通支払限度額特約

当社が賠償責任保険普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)により支払うべき保険金の額は、他人の身体の障害^(注1)および財物の滅失、破損または汚損^(注2)によって生じた損害を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 財物の滅失、破損または汚損

財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解約もしくは解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

縮小支払特約

賠償責任保険普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は1回の事故につき、同条(1)⑤および⑥の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限りその超過分に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額についてのみ保険金を支払います。ただし、いかなる場合も、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

保険証券総支払限度額設定特約

- (1)当社が、1回の事故について支払うべき保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、同条(1)⑤および⑥の費用を除き、各記名被保険者につき、保険証券記載のその記名被保険者に適用される免責金額を超える部分とし、保険証券記載のその記名被保険者に適用される1事故あたり支払限度額を限度とします。
- (2)各記名被保険者の損害につき当社が支払うべき保険金の総額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用を除き、保険証券記載のその記名被保険者に適用される保険期間中支払限度額を限度とします。
- (3)当社は、普通保険約款第26条（保険金の請求）の規定により、被保険者から保険金の請求を複数個受けた場合は、普通保険約款第27条（保険金の支払）(1)から(3)までの規定に従い、同条(1)①から⑤までの事項の確認を終えた順に、保険金を支払います。
- (4)(1)から(3)までの規定によって、当社が支払った保険金の総額が普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用を除き、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に達した場合は、保険証券記載の記名被保険者に適用される支払限度額が費消されていると否とを問わず、当社は、以後一切の保険金を支払いません。

費用内枠払い特約

第1条（費用内枠払い）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、同条(1)に規定する損害賠償金および費用を合算した額の、保険証券に記載された免責金額を超える部分とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第2条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

上乗せ保険契約特約

第1条（損害の範囲および支払保険金）

- (1)賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用を除き、損害の額の、第一次保険^(注1)により支払われる保険金の額^(注2)とその免責金額^(注3)の合計額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超える部分とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。
- (2)当社は普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用については、費用の額から、費用について第一次保険により補償される額を控除した額についてのみ、保険金を支払います。

(注1) 第一次保険

別表に掲げる保険契約をいいます。

(注2) 第一次保険により支払われる保険金の額

第一次保険が2以上ある場合は、それらにより支払われる保険金の額の合算額とします。

(注3) 免責金額

第一次保険が2以上ある場合は、それらの免責金額のうち最も低い額とします。

第2条（第一次保険の維持）

- (1)保険契約者および被保険者は、この保険契約の保険期間中、第一次保険の効力を維持するものとし、その保険条件を変更してはなりません。ただし、保険金の支払いによって第一次保険の保険期間中支払限度額が減額された場合を除きます。
- (2)保険契約者および被保険者が、正当な理由なく(1)の措置を怠ったときは、当社はその第一次保険が有効であったものとみなし、第1条（損害の範囲および支払保険金）の規定を適用します。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表

第一次保険

証券番号	保険証券記載のとおり
保険契約者	
被保険者	
保険期間	
支払限度額	
免責金額	
引受保険会社	

追加記名被保険者特約

第1条（追加記名被保険者）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特別約款にいう被保険者には、保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、保険証券に記載された者を追加記名被保険者として含めるものとします。

第2条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条（交差責任の取扱い）

賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）の規定にかかわらず、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、それぞれの記名被保険者について別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

第4条（個別適用）

この保険契約において、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、それぞれの記名被保険者ごとに適用されます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約

第1条（追加被保険者）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特別約款にいう被保険者には、保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、保険証券に記載された者を追加被保険者として含めるものとします。ただし、記名被保険者の保険証券記載の施設、昇降機、仕事、生産物等に関して、追加被保険者が損害を負担する場合に限りです。

第2条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約に規定する保険金を支払わない場合の適用については、被保険者ごとに個別に行うこととします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約

第1条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約の規定は、それぞれの被保険者に対して、別個にこれを適用し、被保険者相互にそれぞれを第三者とみなします。

第2条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず保険証券に記載された支払限度額をもって限度とし、被保険者ごとには保険証券に記載された支払限度額を適用しません。

第3条（請負業者特別約款への適用除外）

この特約の規定は、請負業者特別約款には適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

対物間接損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金のうち、他人の財物の滅失、破損または汚損によって被保険者が支払う損害賠償金に関しては、直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^(注)については、保険金を支払いません。

(注) 使用不能に起因する損害賠償金

得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第2条（費用の範囲）

当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥の争訟費用については、第1条（保険金を支払う場合）により当社が保険金を支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金の、財物の滅失、破損または汚損によって被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金に対する割合によって、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

廃棄物補償対象外特約

当社は、被保険者または第三者が廃棄したものに起因する、他人の身体の障害^(注1)または財物の滅失、破損もしくは汚損^(注2)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 財物の滅失、破損もしくは汚損

財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

求償権放棄特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款第28条（代位）(1)の規定により取得した権利

のうち、保険証券に記載された者に対する権利については、これを行いません。

懲罰的損害賠償金等補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金^(注)の加重された部分を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金
それらに類似するものを含みます。

被障害者の間接損害補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約に定める保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、身体の障害^(注)を被った者(以下「被障害者」といいます。)の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国、地方公共団体またはその他の団体が被った損失について、被保険者の被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 身体の障害
傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

テロ行為等補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約に定める保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等^(注1)によって発生した他人の身体の障害^(注2)または財物の滅失、破損もしくは汚損^(注3)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) テロ行為等

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。

(注2) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注3) 財物の滅失、破損もしくは汚損

財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

汚染損害補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)⑧ただし書にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が汚染^(注1)または汚染物質^(注2)の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害^(注3)に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。

(注2) 汚染物質

固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または有害物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注3) 汚染または汚染物質の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害

不測かつ突発的な事故に起因する損害を含みます。

MSLP特約（事故発生ベース）

第1章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款のうち保険証券の特別約款欄に記載のあるもの（以下あわせて「特別約款」といい、受託者特別約款および自動車管理者特別約款を除くものを「主要特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

第2章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）（1）に規定する保険期間中に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名につき100万円、1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第3章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）（1）に規定する保険期間中に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る

損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(2)(1)にいう広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。

- ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害
- ② 著作権、表題または標語の侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- ② 商標、商号、営業上の表示等の侵害^(注)によって生じた賠償責任
- ③ 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任
- ④ 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

(注) 営業上の表示等の侵害

表題または標語の侵害を除きます。

第3条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名につき100万円、1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第4章 被害者治療費等補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り^(注)、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、治療費等保険金を支払います。

(注) 重度後遺障害を被り

重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 治療費等

原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用^(注1)をいいます。

ア. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用

イ. 被害者が重度後遺障害を被った場合^(注2)において、その原因となった傷害の治療に要した費用

ウ. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用

エ. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付^(注3)を除きます。

② 被害者

普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。

③ 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

④ 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(注4)のないものを除きます。

⑤ 重度後遺障害

後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。

⑥ 入院

自宅等での治療^(注5)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療^(注5)に専念することをいいます。

(注1) 費用

現実に支出した通常要する費用に限ります。

(注2) 重度後遺障害を被った場合

被るおそれのある場合を含みます。

(注3) 社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付

名目を問いません。

(注4) 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注5) 治療

医師（被害者が医師である場合は、被害者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

① 治療費等を受け取るべき者^(注)の故意

② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者^(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

③ 治療費等を受け取るべき者^(注)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為

④ 被害者の心神喪失

⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

(注) 治療費等を受け取るべき者

被害者を含みます。

第4条（損害賠償金との関係）

この補償条項により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第5条（支払限度額）

(1)この補償条項により当社が支払う治療費等保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表2に記載する金額を限度とします。

(2)この補償条項により当社が支払う治療費等保険金の額は、1回の事故および保険期間中について別表3に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第4条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。

(3)(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1)治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が治療費等の額^(注3)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注2)を治療費等保険金の額とします。

(2)治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、治療費等の額^(注3)を超えるときは、当社は、次に定める額を治療費等保険金の額とします。

区分	治療費等保険金の額
① 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われていない場合	この補償条項の支払責任額 ^(注2)
② 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われた場合	治療費等の額 ^(注3) から、他の保険契約等 ^(注1) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この補償条項の支払責任額 ^(注2) を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した治療費等に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 治療費等の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (治療費等保険金の請求)

- 当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- 公の機関^(注)の事故証明書
- 治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
- 被害者以外の医師の診断書
- 被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類

- (3)治療費等保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- 第4条(保険料の払込方法)(2)、第5条(保険責任のおよぶ地域)、第7条(告知義務)(6)、第8条(通知義務)(4)および(5)、第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)ならびに第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」
- 第6条(保険金を支払わない場合)の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する治療費等」
- 第6条(保険金を支払わない場合)①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①および(4)、第27条(保険金の支払)(1)および(2)ならびに第28条(代位)(1)の規定中「損害」とあるのは「治療費等」
- 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(4)①の規定中「被保険者に生じた損害」とあるのは「被保険者が負担する治療費等」
- 第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)およびMSL P特約(事故発生ベース)被害者治療費等補償条項第7条(治療費等保険金の請求)(2)」

第9条 (特別約款等の読み替え)

この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「治療費等」と読み替えて適用します。

第5章 使用不能損害拡張補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1)当社は、普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中

に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者が他人の財物^(注)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(2)この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 財物

財産的価値を有する有体物をいいます。

② 財物を使用不能にする

その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。

(注) 他人の財物

被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当するものを使用不能にした^(注)ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」

② 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目的物

(注) 使用不能にした

滅失、破損または汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

(1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。

② 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

③ 生産物が製造機械等^(注2)もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等^(注2)の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等^(注2)により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

(2)(1)の規定のほか、この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険金を支払わない損害の規定中、「滅失、破損または汚損」とあるのを、「滅失、破損、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。

(注1) 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された

生産物または仕事の結果が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 製造機械等

工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物を製造する装置をいいます。

第5条（支払限度額）

(1)当社がこの補償条項により純粋使用不能損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第6章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、主要特別約款に生産物特別約款が含まれていて、かつ、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害^(注1)または事故原因生産物^(注2)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物^(注2)自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物^(注2)について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 事故原因生産物

事故の原因となった生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

① 仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物

② 生産物が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物

③ 生産物^(注2)を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物

(注1) 生産物が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 生産物

生産物が部品など他の財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

当社がこの補償条項により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金の額は、事故原因生産物^(注)を被害を受ける直前の状態に復旧するまでに要する修理費のみとし、事故原因生産物^(注)が事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

(注) 事故原因生産物

事故の原因となった生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第4条（支払限度額）

(1)当社がこの補償条項により生産物自体の損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第7章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急の対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、初期対応費用保険金を支払います。

① 事故現場の保存に要する費用

- ② 事故現場の取片付けに要する費用
 - ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
 - ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
 - ⑤ 主要特別約款に生産物特別約款が含まれている場合において、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害が発生した場合を除きます。
- (2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に支出した費用
通常要する費用に限ります。

第2条（支払限度額）

- (1)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、1回の事故について100万円を限度とします。
- (2)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、保険期間中について1,000万円を限度とします
- (3)(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第8章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する損害に、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する当社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（訴訟対応費用）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用とは、被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。
 - ① 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
 - ② 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
 - ③ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。
- (2)(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に支出した費用
通常要する費用に限ります。

第3条（支払限度額）

- (1)この補償条項により当社が支払う訴訟対応費用保険金の額は、1回の事故について100万円を限度とします。
- (2)この補償条項により当社が支払う訴訟対応費用保険金の額は、保険期間中について1,000万円を限度とします
- (3)(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

まれるものとします。

第9章 基本条項

第1条 (被保険者)

この保険契約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。

- ① 保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関^(注1)
- ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員^(注2)
- ④ 記名被保険者の使用人^(注3)

(注1) 記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注2) 記名被保険者の構成員

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注3) 記名被保険者の使用人

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

第2条 (総支払限度額)

当社が、普通保険約款、主要特別約款、この特約および主要特別約款に付帯される他の特約の規定に従って、この保険契約により支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された主要特別約款の1事故限度額のうち最も高い額を限度とします。

第3条 (普通保険約款の適用除外)

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	<ol style="list-style-type: none">① 両眼が失明したもの② 咀嚼および言語の機能を廃したもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの⑥ 両上肢の用を全廃したもの⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	<ol style="list-style-type: none">① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	<ol style="list-style-type: none">① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの② 咀嚼または言語の機能を廃したもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）

別表2 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名について）

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円

別表3 治療費等保険金の支払限度額

1回の事故および保険期間中支払限度額	1,000万円
--------------------	---------

MSLP特約（損害賠償請求ベース）

第1章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款のうち保険証券の特別約款欄に記載のあるもの（以下あわせて「特別約款」といい、受託者特別約款および自動車管理者特別約款を除くものを「主要特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

第2章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の遡及日以降に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険証券記載の遡及日以前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

（注）犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名につき100万円、1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第3章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の遡及日以降に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を

支払う場合)に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(2)(1)にいう広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。

- ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害
- ② 著作権、表題または標語の侵害

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- ② 商標、商号、営業上の表示等の侵害^(注)によって生じた賠償責任
- ③ 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任
- ④ 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

(注) 営業上の表示等の侵害

表題または標語の侵害を除きます。

第3条(支払限度額)

(1)当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名につき100万円、1事故および保険期間につき1,000万円を限度とします。

(2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第4章 被害者治療費等補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、主要特別約款のそれぞれの第1条(保険金を支払う場合)に損害の原因と規定されている事由に起因して、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故が普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り^(注)、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、治療費等保険金を支払います。

(注) 重度後遺障害を被り

重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条(用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 治療費等

原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用^(注1)をいいます。

ア. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用

イ. 被害者が重度後遺障害を被った場合^(注2)において、その原因となった傷害の治療に要した費用

ウ. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用

エ. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付^(注3)を除きます。

② 被害者

普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、身体

の障害を被った他人をいいます。

③ 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

④ 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(注4)のないものを除きます。

⑤ 重度後遺障害

後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。

⑥ 入院

自宅等での治療^(注5)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療^(注5)に専念することをいいます。

(注1) 費用

現実に出した通常要する費用に限りです。

(注2) 重度後遺障害を被った場合

被るおそれのある場合を含みます。

(注3) 社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付

名目を問いません。

(注4) 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注5) 治療

医師（被害者が医師である場合は、被害者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

① 治療費等を受け取るべき者^(注)の故意

② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者^(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

③ 治療費等を受け取るべき者^(注)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為

④ 被害者の心神喪失

⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

(注) 治療費等を受け取るべき者

被害者を含みます。

第4条（損害賠償金との関係）

この補償条項により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第5条（支払限度額）

(1) この補償条項により当社が支払う治療費等保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表2に記載する金額を限度とします。

(2) この補償条項により当社が支払う治療費等保険金の額は、1回の事故および保険期間中について別表3に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第4条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。

(3) (1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が治療費等の額^(注3)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注2)を治療費等保険金の額とします。

- (2)治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、治療費等の額^(注3)を超えるときは、当社は、次に定める額を治療費等保険金の額とします。

区分	治療費等保険金の額
① 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われていない場合	この補償条項の支払責任額 ^(注2)
② 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われた場合	治療費等の額 ^(注3) から、他の保険契約等 ^(注1) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この補償条項の支払責任額 ^(注2) を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した治療費等に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 治療費等の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（治療費等保険金の請求）

- (1)当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 公の機関^(注)の事故証明書
- ② 治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
- ③ 被害者以外の医師の診断書
- ④ 被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類

- (3)治療費等保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）(2)、第5条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）(6)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」
- ② 第6条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する治療費等」
- ③ 第6条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①および(4)、第27条（保険金の支払）(1)および(2)ならびに第28条（代位）(1)の規定中「損害」とあるのは「治療費等」
- ⑤ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(4)①の規定中「被保険者に生じた損害」とあるのは「被保険者が負担する治療費等」
- ⑥ 第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)およびMSLP特約（事故発生ベース）被害者治療費等補償条項第7条（治療費等保険金の請求）(2)」

第9条（特別約款等の読み替え）

この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「治療費等」と読み替えて適用します。

第5章 使用不能損害拡張補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の遡及日以降に、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者が他人の財物^(注)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。
- (2) この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 財物

財産的価値を有する有体物をいいます。

② 財物を使用不能にする

その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。

(注) 他人の財物

被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当するものを使用不能にした^(注)ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」

② 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目的物

(注) 使用不能にした

滅失、破損または汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。

② 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

③ 生産物が製造機械等^(注2)もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等^(注2)の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等^(注2)により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

- (2) (1)の規定のほか、この補償条項については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険金を支払わない損害の規定中、「滅失、破損または汚損」とあるのを、「滅失、破損、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。

(注1) 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された

生産物または仕事の結果が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 製造機械等

工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物を製造する装置をいいます。

第5条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により純粋使用不能損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第6章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、主要特別約款に生産物特別約款が含まれていて、かつ、この保険契約により保険金を支払うべき生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生している場合であって、被保険者が他人の身体の障害^(注1)または事故原因生産物^(注2)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物^(注2)自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物^(注2)について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償条項に従って、保険金を支払います。

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 事故原因生産物

事故の原因となった生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

- ① 仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物
- ② 生産物が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物
- ③ 生産物^(注2)を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物

(注1) 生産物が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 生産物

生産物が部品など他の財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

当社がこの補償条項により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金の額は、事故原因生産物^(注)を被害を受ける直前の状態に復旧するまでに要する修理費のみとし、事故原因生産物^(注)が事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

(注) 事故原因生産物

事故の原因となった生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第4条（支払限度額）

- (1)当社がこの補償条項により生産物自体の損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (2)(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第7章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って、初期対応費用保険金を支払います。

- ① 事故現場の保存に要する費用
- ② 事故現場の取片付けに要する費用
- ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
- ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
- ⑤ 主要特別約款に生産物特別約款が含まれている場合において、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害が発生した場合を除きます。

(2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注)被保険者が現実に支出した費用
通常要する費用に限ります。

第2条（支払限度額）

- (1)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、1回の事故について100万円を限度とします。
- (2)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、保険期間中について1,000万円を限度とします
- (3)(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、主要特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第8章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき主要特別約款のそれぞれの第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する損害に、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する当社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従って訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（訴訟対応費用）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用とは、被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。
 - ① 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
 - ② 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
 - ③ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。
- (2)(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、被保険

者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に出した費用
通常要する費用に限ります。

第3条 (支払限度額)

- (1) この補償条項により当社が支払う訴訟対応費用保険金の額は、1回の事故について100万円を限度とします。
- (2) この補償条項により当社が支払う訴訟対応費用保険金の額は、保険期間中について1,000万円を限度とします
- (3) (1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第9章 基本条項

第1条 (損害賠償請求ベース)

- (1) この保険契約において、当社が保険金を支払う特別約款のそれぞれの第1条(保険金を支払う場合)の損害は、保険証券記載の遡及日以降に発生した普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の事故につき、普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第2条 (保険金を支払わない場合)

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条(損害賠償請求ベース)またはこの特約に規定する損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合^(注)は、当社は一切の損害に対して保険金を支払いません。

(注) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3条 (被保険者)

この保険契約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。

- ① 保険証券に記載された記名被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)
- ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関^(注1)
- ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員^(注2)
- ④ 記名被保険者の使用人^(注3)

(注1) 記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注2) 記名被保険者の構成員

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注3) 記名被保険者の使用人

ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

第4条 (総支払限度額)

当社が、普通保険約款、主要特別約款、この特約および主要特別約款に付帯される他の特約の規定に従って、この保険契約により支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された主要特別約款の1事故限度額のうち最も高い額を限度とします。

第5条 (通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条(損害賠償請求ベース)またはこの特約に規定する損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、当社に通知しなければなりません。

- (2)当社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条(損害賠償請求ベース)(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条(普通保険約款の読み替え)

当社は、この保険契約においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用します。

- ① 第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1損害賠償請求」
- ② 第4条(保険料の払込方法)(2)の規定中「始期日から保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは、「始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求または始期日から保険料領収までの間に発生した事故」
- ③ 第7条(告知義務)(3)③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「事故またはその原因もしくは事由を知る(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)前または損害賠償請求がなされる前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条(通知義務)(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求または変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」
- ⑦ 第8条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑨ 第15条(3)の規定中「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害」とあるのは「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害」
- ⑩ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」
- ⑪ 第22条(2)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」

第7条(普通保険約款の適用除外)

この保険契約において、普通保険約款第30条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、適用しません。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼 ^そ および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）

別表2 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名について）

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円

別表3 治療費等保険金の支払限度額

1回の事故および保険期間中支払限度額	1,000万円
--------------------	---------

福祉事業者総合賠償責任保険特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、施設所有（管理）者特別約款（以下「施設約款」といいます。）、生産物特別約款（以下「生産物約款」といい、「施設約款」と「生産物約款」をあわせて以下「特別約款」といいます。）およびこの特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に従って、保険金を支払います。
- (2)この保険契約については、施設約款および生産物約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 施設約款第1条（保険金を支払う場合）①は、「被保険者による告知事項申告書記載の対象施設（以下「施設」といいます。）の所有、使用または管理に起因する損害」
 - ② 施設約款第1条（保険金を支払う場合）②は、「施設の用法に伴う告知事項申告書記載の対象業務（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害」
 - ③ 生産物約款第1条（保険金を支払う場合）①は、「被保険者の占有を離れた告知事項申告書記載の対象業務（以下「仕事」といいます。）として製造、生産、販売または提供した財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた事故による損害」
- (3)この保険契約には次の特約が付帯されます。次のいずれかの特約で対象とする損害について当社が支払う保険金の額は、各特約に規定されたとおりとし、第8条（総支払限度額）に規定する保険証券支払限度額に含まれるものとします。
- ① 人格権侵害補償特約
 - ② 被害者治療費等補償特約
 - ③ 初期対応費用補償特約
 - ④ 訴訟対応費用補償特約

第2条（昇降機危険補償）

- (1)この保険契約においては、施設約款第2条（保険金を支払わない場合）②ウ.の規定を適用しません。
- (2)普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。
- (3)当社は、被保険者が昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（漏水危険補償）

当社は、施設約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による財物の滅失、破損または汚損に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第4条（支援事業損害補償）

- (1)当社は、被保険者が告知事項申告書において「支援事業」を保険対象とした場合には、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、支援事業を遂行するために行った行為（注¹）に起因して保険期間中に発生した被保険者の予期しない偶然な事象（以下「支援事業事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（普通保険約款第1条に規定する損害を除きます。以下「支援事業損害」といいます。）に対して保険金を支払います。
- (2)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する支援事業損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の犯罪行為（注²）
 - ② 被保険者の重過失による法令違反
 - ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（注³）行った行為
 - ④ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
 - ⑤ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合に

において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為

⑥ 法令により定められた支援事業を行う事業者としての基準を満たしていない間に被保険者が行った行為

⑦ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

(3)当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する支援事業損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身体の障害^(注4)または精神的苦痛に対する損害賠償請求

② 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する被保険者の行為による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求

③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注5)に対する損害賠償請求

④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求

⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求

(4)当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する支援事業損害に対しては、保険金を支払いません。なお、いずれかの中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本項の規定は適用されます。

① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注6)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求

② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(注1) 行為

不作為を含みます。

(注2) 犯罪行為

刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。

(注3) 他人に損失を与えることを認識しながら

他人に損失を与えることを認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注5) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注6) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第5条 (受託物損害補償)

(1)当社は、普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する他人の財物(以下「受託物」といいます。)が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「受託物損害」といいます。)に対して、本条に従って、保険金を支払います。

① 施設内で保管する財物^(注1)

② 仕事を遂行するにあたり、現実には被保険者の管理下にある財物

(2)当社は、直接であると間接であるとを問わず、受託物損害のうち、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取

② 被保険者の使用人が所有または私用する財物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたこと

③ 航空機、自動車、船舶^(注2)または動物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたこと

④ 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い

⑤ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

⑥ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された管理財物の損壊

⑦ 被保険者が行う通常の作業工程上生じた修理^(注3)もしくは加工の拙劣または仕上

不良等

- (3)当社が、受託物損害に対して支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金は、受託物を被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、受託物が事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (4)受託物損害について当社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、一回の事故および保険期間中につき100万円を限度とし、第8条（総支払限度額）に規定する保険証券総支払限度額に含まれるものとします。
- (注1) 施設内で保管する財物
一時的に施設外で管理する財物を含みます。
- (注2) 航空機、自動車、船舶
これらの部品および付属品ならびにこれらに積載された財物を含みます。
- (注3) 修理
点検を含みます。

第6条（継続契約に関する遡及危険損害補償の特則）

- (1)この保険契約が損害賠償請求ベースの契約の継続契約である場合において、この保険契約と前契約との間に補償の範囲が重なる危険（以下「重複危険」といいます。）があるときは、当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にかかわらず、初年度契約の保険期間の開始日からこの保険契約の始期日までの間に重複危険に関して発生した次のいずれかに該当する事故（以下この条において「事故」といいます。）につき、保険期間中に提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「遡及危険損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- ① 他人の身体の障害^(注1)
- ② 財物の滅失、破損もしくは汚損または紛失もしくは盗取
- ③ 第4条（支援事業損害補償）に規定する支援事業事故
- (2)本条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
- ① 一連の損害賠償請求
損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(注2)またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- ② 前契約
この保険契約と補償の範囲が重なる当社との保険契約であって、この保険契約の開始日を保険期間の終了日^(注3)とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- ③ 継続契約
この保険契約と補償の範囲が重なる当社との保険契約の保険期間の終了日^(注3)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
- ④ 初年度契約
継続契約以外の保険契約をいいます。
- ⑤ 損害賠償請求ベース
保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険の対象とする契約方式をいいます。
- (3)当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する遡及危険損害に対しては、保険金を支払いません。
- なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注4)において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求
- (4)本条に規定する遡及危険損害においては、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのを「一連の損害賠償請求」

- ② 第4条（保険料の払込方法）(2)の規定中「保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収までの間になされた損害賠償請求または保険料領収までの間に生じた事故による損害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「損害賠償請求の原因となる事由が生じる前に」
- ④ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは、「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑤ 第7条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第8条（通知義務）(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求または変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」
- ⑦ 第8条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑨ 第15条(3)の規定中「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害」とあるのは「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害」
- ⑩ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」
- ⑪ 第22条(2)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 同一の行為

複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。

(注3) 保険期間の終了日

終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

(注4) 被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第7条（被保険者）

- (1)この特約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。
 - ① 保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者の役員または使用人
 - ③ ①および②に規定する被保険者の監督または指揮のもとに、記名被保険者の業務を行う者
- (2)(1)②および③に定める者は、保険証券記載の記名被保険者の業務に起因して、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、被保険者を含みます。ただし、その者が被保険者の業務として行う理学療法士または作業療法士の仕事に起因して他人の身体の障害が発生したときは、その者は被保険者には含めないものとします。
- (3)(2)ただし書きに規定する身体の障害について、保険証券記載の記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合は、施設約款第5条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険金を支払います。
- (4)当社が支払う保険金の額は、(1)に規定する被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第8条（総支払限度額）

当社が、普通保険約款、特別約款、この特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って、この保険契約により支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載さ

れた保険証券総支払限度額^(注)を限度とします。

(注) 保険証券に記載された保険証券総支払限度額

保険証券に保険証券総支払限度額の記載がない場合には、施設約款に規定する損害のうち身体の障害に起因する損害に対して適用される保険証券記載の1事故支払限度額とします。

第9条（費用内枠払い）

普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1事故について、普通保険約款第2条(1)①から⑥の規定により計算した損害の総額の、保険証券に記載された免責金額を超える部分とし、保険証券に記載された1事故あたり支払限度額を限度とします。

第10条（保険料算出の基礎）

(1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）(4)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度^(注)において、記名被保険者が行った保険証券記載の業務に対する対価の総額をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、契約締結時に(1)に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務に対する1年間の対価の総額を「売上高」とします。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

第11条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)および(3)、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)、第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)ならびに賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

インターンシップ特約

第1条（被保険者）

この保険契約において、被保険者とは次の者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。

- ① 保険証券に記載された記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ② 記名被保険者の役員および従業員^(注)。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、

(注) 従業員

インターンを含みません。

第2条（対象とする仕事および受託物）

- (1) 施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）②および生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）②にいう仕事とは、記名被保険者が受け入れるインターンが保険期間中に行うインターン活動をいいます。
- (2) 受託者特別約款第1条（保険金を支払う場合）にいう受託物とは、記名被保険者が受け入れるインターンが保険期間中に使用または管理する他人^(注)の財物をいいます。

(注) 他人

インターンおよび被保険者は含みません。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人^(注1)の身体の障害または財物の滅失、破損もしくは汚損によって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する損害とは、次のいずれかに該当する事由に起因するものに限り、
 - ① 記名被保険者が受け入れたインターンが行うインターン活動によって生じた偶然な事由
 - ② 記名被保険者が受け入れたインターンが行ったインターン活動の結果に起因して、インターン活動の終了^(注2)後生じた偶然な事由
 - ③ 記名被保険者が受け入れたインターンが行うインターン活動において、インターンが使用または管理する他人^(注3)の財物に生じた偶然の事由
- (3) 当社は、(2)に定める事由に起因する損害について、それぞれこの特約に反しない限りにおいて、次のそれぞれの特別約款および特約の規定を適用します。
 - ① (2)①の事由に起因する損害については、施設特別約款、漏水補償特約（施設用）
 - ② (2)②の事由に起因する損害については、生産物特別約款
 - ③ (2)③の事由に起因する損害については、受託者特別約款

(注1) 他人

インターンを含みます。

(注2) 終了

目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

(注3) インターンが使用または管理する他人

インターンおよび被保険者は含みません。

第4条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① インターン
記名被保険者によって受け入れられ、自らの専攻または将来の就職に関連した就業体験活動を行う者。ただし、その活動に対し賃金を支払われる者を除きます。
- ② インターン活動
被保険者の指示にしたがって、インターンが日本国内において行う活動

第5条（総支払限度額）

当社がこの保険契約により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」とい

います。)ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定にしたがって支払うべき保険金の総額は、次表に記載された保険証券総支払限度額を限度とします。

保険証券総支払限度額
100,000 千円

第6条 (昇降機危険補償)

- (1)この保険契約においては、施設約款第2条(保険金を支払わない場合)②ウ.の規定を適用しません。
- (2)普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。
- (3)当社は、被保険者が昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、インターンに対するものに限り、これを行使しません。ただし、インターンの故意によって損害が生じた場合を除きます。

第8条 (普通保険約款の適用除外)

この保険契約において、普通保険約款第30条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、適用しません。

第9条 (準用規定)

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約B

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の分譲マンション（以下「分譲マンション」といいます。）の共用部分が、被保険者が管理している間に滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または紛失もしくは盗取されたことにより、その共用部分について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

- (1)この保険契約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）および管理組合の長その他の役員^(注)
 - ② 管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社
- (2)普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款（以下「施設特別約款」といいます。）および請負業者特別約款（以下「請負特別約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定は、それぞれの被保険者について別個にこれを適用し、被保険者相互を互いに第三者とみなします。ただし、当社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、合計して保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

(注)管理組合の長その他の役員

これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、この保険契約により保険金が支払われるべき事故の被害を被った場合を除きます。

第3条（共有部分の範囲）

この保険契約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

- ① 法定共用部分
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。
 - ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室等、構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分
 - イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条（定義）第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物
- ② 規約共用部分
区分所有法第4条（共用部分）第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分
 - イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取
 - ③ 分譲マンションの瑕疵によって生じた共用部分の損壊、紛失または盗取
 - ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊
 - ⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊
 - ⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取り壊し等の工事。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とは見なしません。

- (2)当社は、共用部分以外の管理財物^(注)の損壊、紛失または盗取による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社は、被保険者のうち、管理組合、管理組合の長およびその他の役員が共用部分の損壊、紛失または盗取に起因して被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注)管理財物
普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物をいいます。

第5条(支払限度額)

- (1)当社が、第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して支払うべき保険金の額は、共用部分が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、共用部分が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとしします。
- (2)当社は、共用部分の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社が、第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して、1回の事故につき支払うべき保険金の限度額は、施設特別約款および請負特別約款の財物損壊に関する保険証券に記載された1事故支払限度額のいずれか低い額と共通とし、保険期間中支払限度額も同額としします。
- (4)(3)に規定する保険期間中支払限度額の適用は、第1条(保険金を支払う場合)の損害についてのみ適用し、特別約款の規定に従って保険金が支払われるべき他の損害については適用しません。
- (注)共用部分の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

マンション共用部分特約C

第1条(被保険者)

この保険契約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 分譲マンションの管理組合(以下「管理組合」といいます。)および管理組合の長その他の役員^(注)
- ② 管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社

(注)管理組合の長その他の役員

これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、この保険契約により保険金が支払われるべき事故の被害を被った場合を除きます。

第2条(共有部分の範囲)

この保険契約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

- ① 法定共用部分
建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。)第2条(定義)第4項および区分所有法第4条(共用部分)第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。
ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室等、構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分
イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条(定義)第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物
- ② 規約共用部分
区分所有法第4条(共用部分)第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。
ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分
イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取
 - ③ 分譲マンションの瑕疵によって生じた共用部分の損壊、紛失または盗取
 - ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊
 - ⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊
 - ⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取り壊し等の工事。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とは見なしません。
- (2)当社は、被保険者が共用部分の損壊、紛失または盗取に起因して被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

サービスステーション特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、この保険契約に生産物特別約款が付帯される場合には、被保険者がサービスステーション業務を遂行した結果生じた自動車（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）のエンジン焼付に起因するエンジンの滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）自体の損害賠償責任（以下「エンジン焼付損害」といいます。）を負担することによって被る損害に対しては、生産物特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）①および②の規定を適用しません。
- (2)当社は、被保険者がサービスステーション業務を遂行した結果生じた自動車のエンジン以外の部分に損壊を与えることなく自動車のエンジン焼付損害を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

- (1)この特約において、サービスステーション業務とは、次のいずれかに該当する業務をいいます。
- ① ガソリン、軽油等の自動車用燃料および灯油の販売業務
 - ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条（定期点検整備）に定める定期点検整備業務
 - ③ ①または②に付随する自動車^(注1)の点検、調整および洗車ならびに自動車に対する自動車関連用品^(注2)の供給^(注3)業務
- (2)(1)のサービスステーション業務には、自動車関連用品^(注2)以外の物品^(注4)の提供、販売および自動車の販売、修理^(注5)の業務は含みません。
- (注1)自動車
部品および付属品を含みます。
- (注2)自動車関連用品
オイル、水、部品、タイヤおよび付属品をいいます。
- (注3)自動車の点検、調整、洗車および自動車に対する自動車関連用品の供給
取付または据付を含みます。
- (注4)自動車関連用品以外の物品
飲食物および雑貨品を含みます。
- (注5)修理
钣金、塗装、分解整備またはこれらに類似の作業を含みます。

第3条（特約の適用範囲）

- (1)この保険契約に施設所有（管理）者特別約款（以下「施設約款」といいます。）が付帯される場合には、この特約は、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する施設のうち、サービスステーション業務を行う施設について適用され、施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）②に規定する仕事

のうち、サービスステーション業務について適用されます。

(2)この保険契約に生産物特別約款が付帯される場合には、この特約は、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物のうち、サービスステーション業務に伴い、販売、提供、供給される物^(注)に適用され、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）②に規定する仕事のうち、サービスステーション業務に適用されます。

(3)この保険契約に自動車管理者特別約款が付帯される場合には、この特約は、自動車管理者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車のうち、サービスステーション業務遂行のために被保険者が保管、管理する顧客の自動車に適用されます。

(注) サービスステーション業務に伴い、販売、提供、供給される物

サービスステーション業務の範囲内の物に限ります。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

ビルメンテナンス業者特約

第1条（対象とする仕事）

(1)この特約は、被保険者が遂行するビルメンテナンス業務に適用されます。

(2)(1)のビルメンテナンス業務には、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条（定義）に定める警備業務を含みません。

(3)(1)のビルメンテナンス業務には、次のいずれかに該当する施設を対象に遂行するビルメンテナンス業務を含みません。

① 石油精製、石油化学工場、各種化学工場

② 各種タンクまたはパイプライン

③ 電気またはガス供給施設

④ LPガス施設または高圧ガス施設^(注)

(注) LPガス施設または高圧ガス施設

LPガスまたは高圧ガスの供給、販売、製造、貯蔵、充填、移動等の業務を行う施設をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）ならびに第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理するビルメンテナンス業務の対象として管理する物件（以下「業務対象物件」といいます。）が滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または紛失もしくは盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「業務対象物件損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、業務対象物件損害のうち次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した業務対象物件の盗取^(注1)

② 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する業務対象物件の損壊、紛失または盗取^(注1)

③ 被保険者の業務対象物件について、被保険者の業務が終了した後に発見された紛失または盗取^(注1)

④ 被保険者が、所有、使用または管理する業務対象物件のうち自動車^(注2)の損壊、紛失または盗取^(注1)

⑤ 業務対象物件の鍵^(注3)の損壊、紛失または盗取^(注1)

⑥ 業務対象物件の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い

⑦ 業務対象物件の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

(注1) 盗取

詐欺を含みます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。また、車内に収容されている財物を含みます。

(注3) 鍵

ICカードおよび類似のものを含みます。

第4条 (支払限度額)

- (1) 当社が、業務対象物件損害について支払うべき普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に定める損害賠償金は、業務対象物件を被害を受ける直前の状態に復旧するに要する修理費のみとし、業務対象物件が事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、いかなる場合も、業務対象物件の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3) この保険契約に付帯される特別約款に規定する損害のうち、財物の損壊に起因する損害に対する保険金の支払額について適用されるべき保険証券記載の一事故支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)にかかわらず、当社が、業務対象物件である貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品およびこれらに類する物(以下「貴重品等」といいます。)の損壊、紛失または盗取に起因する損害に対して支払う保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。ただし、貴重品等の損害と貴重品等以外の財物に生じた損害を合計して支払限度額を限度とします。
- (4) 当社が、第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して1回の事故につき支払うべき保険金の額は、別表記載の額を限度とします。
- (5) (4)に規定する限度額は、請負業者特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち財物の滅失、破損または汚損に起因する損害に対する保険金の支払額について適用されるべき保険証券記載の一事故支払限度額を限度とします。
- (注) 業務対象物件の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

保険証券に記載された財物損壊の支払限度額のとおりとします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

人格権侵害補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(賠償責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に、この特約が付帯される特別約款の第1条(保険金を支払う場合)に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してこの特約に従って、保険金を支払います。

① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損

② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任

② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する

賠償責任

- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（支払限度額）

当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1名および1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の規定を準用します。

別表 支払限度額

1名限度額は、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1名限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

1事故限度額は、次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額
- ② 1,000万円

被害者治療費等補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り^(注)、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この特約に従って、治療費等保険金を支払います。

(注) 重度後遺障害を被り

重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 治療費等

原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用^(注1)をいいます。

ア. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用

イ. 被害者が重度後遺障害を被った場合^(注2)において、その原因となった傷害の治療に要した費用

ウ. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用

エ. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付^(注3)を除きます。

② 身体の障害

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

③ 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(注4)のないものを除きます。

④ 重度後遺障害

後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。

⑤ 入院

自宅等での治療^(注5)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療^(注5)に専念することをいいます。

(注1) 費用

現実に支出した通常要する費用に限ります。

(注2) 重度後遺障害を被った場合

被るおそれのある場合を含みます。

(注3) 社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付

名目を問いません。

(注4) 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注5) 治療

医師（被害者が医師である場合は、被害者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

① 治療費等を受け取るべき者^(注)の故意

② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者^(注)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

③ 治療費等を受け取るべき者^(注)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為

④ 被害者の心神喪失

⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

(注) 治療費等を受け取るべき者

被害者を含みます。

第4条（損害賠償金との関係）

この特約により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第5条（支払限度額）

(1) この特約により当社が支払う治療費等保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表2に記載する金額を限度とします。

(2) この特約により当社が支払う治療費等保険金の額は、1回の事故について別表3に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第4条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。

第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が治療費等の額^(注3)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注2)を治療費等保険金の額とします。

(2) 治療費等について他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、治療費等の額^(注3)を超えるときは、当社は、次に定める額を治療費等保険金の額とします。

区分	治療費等保険金の額
① 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額 ^(注2)
② 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われた場合	治療費等の額 ^(注3) から、他の保険契約等 ^(注1) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額 ^(注2) を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した治療費等に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 治療費等の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (治療費等保険金の請求)

- (1) 当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 公の機関^(注)の事故証明書
- ② 治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
- ③ 被害者以外の医師の診断書
- ④ 被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類

- (3) 治療費等保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条(保険料の払込方法)(2)、第5条(保険責任のおよぶ地域)、第7条(告知義務)(6)、第8条(通知義務)(4)および(5)、第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)ならびに第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」
- ② 第6条(保険金を支払わない場合)の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する治療費等」
- ③ 第6条(保険金を支払わない場合)①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」
- ④ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①および(4)、第27条(保険金の支払)(1)および(2)ならびに第28条(代位)(1)の規定中「損害」とあるのは「治療費等」
- ⑤ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(4)①の規定中「被保険者に生じた損害」とあるのは「被保険者が負担する治療費等」
- ⑥ 第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「第26条(保険金の請求)(3)および被害者治療費等補償特約第7条(治療費等保険金の請求)(2)」

第9条 (特別約款等の読み替え)

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「治療費等」と読み替えて適用します。

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約

款および特別約款の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）

別表2 1回の事故につき被害者1名についての支払限度額

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円

別表3 1事故限度額

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。 ① この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額 ② 1,000万円
--

初期対応費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、この特約が付帯される特別約款第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因する賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故が、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従って、初期対応費用保険金を支払います。

- ① 事故現場の保存に要する費用
- ② 事故現場の取片付けに要する費用
- ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
- ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交

通費、宿泊費または通信費等の費用

- ⑤ この特約が生産物特別約款に付帯された場合において、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害が発生した場合を除きます。

- (2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に支出した費用

通常要する費用に限ります。

第2条（支払限度額）

この特約により当社が支払うべき初期対応費用保険金の額は、1回の事故について別表に記載する金額を限度とします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

この特約については、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを「初期対応費用」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

- ① この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額
- ② この特約が付帯される特別約款の財物損壊の1事故限度額
- ③ 1,000万円

訴訟対応費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき損害に、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）

(1)⑥に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する当社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従って訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（訴訟対応費用）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する訴訟対応費用とは、被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。

- ① 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
- ② 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
- ③ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。

- (2)(1)に規定する訴訟対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に支出した費用

通常要する費用に限ります。

第3条（支払限度額）

この特約により当社が支払う訴訟対応費用保険金の額は、1回の事故について別表に

記載する金額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

次の①から③までのいずれかが低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額
- ② この特約が付帯される特別約款の財物損壊の1事故限度額
- ③ 1,000万円

使用不能損害拡張補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に、この保険契約に付帯される特別約款の第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、被保険者が他人の財物^(注)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

(2)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 財物

財産的価値を有する有体物をいいます。

② 財物を使用不能にする

その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。

(注) 他人の財物

被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当するものを使用不能にした^(注)ことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」

② 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または仕事（以下「仕事」といいます。）の目的物

(注) 使用不能にした

滅失、破損または汚損したことによって使用不能にした場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

(1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによって生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。

② 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

- ③ 生産物が製造機械等^(注2)もしくはその部品である場合または仕事の結果が製造機械^(注2)等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等^(注2)により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任

(2)(1)の規定のほか、この特約に関する限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約に定める保険金を支払わない損害の規定中、「滅失、破損または汚損」とあるのを、「滅失、破損、汚損または使用不能」と読み替えて適用します。

(注1) 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された

生産物または仕事の結果が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 製造機械等

工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等、財物を製造する装置をいいます。

第5条（支払限度額）

当社がこの特約により純粹使用不能損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、保険証券に記載されたこの特約が付帯される特別約款の財物損壊の免責金額を控除した額とし、一事故につき別表に記載する金額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1事故限度額は、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。

精算（直近会計年度末）特約

第1条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(4)および賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、名称を問いません。

② 入場者

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。

④ 売上高

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、被保険者が販売したすべての商品の対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額をいい、売上高を含みます。

⑥ 延参加人数

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

⑦ 延動員人数

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

⑧ 販売トン数

満期日^(注)より前の直近の会計年度末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

(注) 満期日

この特約が付帯された保険契約が満期日より前に、無効、失効、解約または解除となった場合は、その無効、失効、解約または解除の日とします。

第2条（保険料の精算—失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

$$\boxed{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$$

第3条（保険料の精算—解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料^(注1)とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	$\boxed{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	$\boxed{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率(注2)}}$

(注1) 確定保険料

保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料を確定保険料とします。

(注2) 短期料率

普通保険約款別表に掲げる短期料率をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

精算（直近月末）特約

第1条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(4)および賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、名称を問いません。

② 入場者

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務によっ

て被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。

④ 売上高

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、被保険者が販売したすべての商品の対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額をいい、売上高を含みます。

⑥ 延参加人数

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

⑦ 延動員人数

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

⑧ 販売トン数

満期日^(注)より前の直近の月末時点から過去1年間に、保険証券記載の業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

(注) 満期日

この特約が付帯された保険契約が満期日より前に、無効、失効、解約または解除となった場合は、その無効、失効、解約または解除の日とします。

第2条 (保険料の精算—失効の場合)

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

$$\boxed{\text{第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$$

第3条 (保険料の精算—解約または解除の場合)

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条(保険料の返還—解約または解除の場合)(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料^(注1)とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	$\boxed{\text{第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \frac{\text{既経過日数}}{365}$
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	$\boxed{\text{第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}} \times \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率}}^{\text{(注2)}}$

(注1) 確定保険料

保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料を確定保険料とします。

(注2) 短期料率

普通保険約款別表に掲げる短期料率をいいます。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

工事発注者責任補償特約

第1条 (保険金を支払う場合—施設所有(管理)者特別約款)

当社は、この特約が施設所有(管理)者特別約款(以下「施設特別約款」といいます。)

に付帯される場合には、施設特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定にかかわらず、被保険者が施設特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する施設の修理、改造または取壊し等の工事（以下「施設工事」といいます。）の発注者の場合に、被保険者が施設工事に起因して、施設工事の発注者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払う場合—昇降機特別約款）

当社は、この特約が昇降機特別約款に付帯される場合には、昇降機特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が昇降機特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する昇降機の修理、改造または取外し等の工事（以下「昇降機工事」といいます。）の発注者の場合に、昇降機工事に起因して、昇降機工事の発注者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

施設所有（管理）者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 被保険者による保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 昇降機^(注1)
 - エ. 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示されている^(注2)場合を除きます。）
 - オ. 施設外における船舶または車両^(注3)
- ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の損害
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- ⑤ 仕事の完成^(注4)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害

(注1) 昇降機

財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。

(注2) 販売等を目的として展示されている

走行している間を除きます。

(注3) 船舶または車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 仕事の完成

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行^(注1)に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約においてLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具^(注2)の販売、貸与ならびに配管、器具^(注2)の取付け・取替え、器具^(注2)・導管の点検・修理などの作業を含みます。

(注1) LPガス販売業務の遂行

LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(注2) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域^(注)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (2) 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域^(注)の水を汚染または

そのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず保険金を支払いません。

(3)この保険契約において石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①の石油類より誘導される化成品類
- ③ ①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ

(注) 公共水域

海、河川、湖沼および運河をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ ①または②に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第6条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

施設災害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設内において急激かつ偶然な外来の事故によって他人が身体に傷害を被った場合は、その傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）に対して被保険者が支払う補償金にあてるため、この特約に従い、被保険者に補償保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

用語	定義
施設	被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。
補償保険金	死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および入院補償保険金をいいます。
補償保険金額	保険証券記載の被災者1名当りの補償保険金額をいいます。
入院補償保険金日額	保険証券記載の被災者1名当りの入院補償金日額をいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被災者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被災者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被災者が医師である場合は、被災者以外の医師をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
頸部症候群 ^{けいぶ}	いわゆる「むちうち症」をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、補償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)、これらの者の法定代理人または被災者の故意または重大な過失。ただし、被災者の故意または重大な過失については、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限りです。
- ② 被災者の法定相続人の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の相続人である場合には、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限りです。
- ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限りです。
- ⑤ 被災者の妊娠、出産、早産または流産。ただし、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限りです。
- ⑥ 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限りです。なお、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、補償保険金を支払います。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 施設の新築、改築、増築、改造、修理、取り壊しその他の工事
- ⑬ 航空機の墜落または自動車^(注4)事故

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、補償保険金を支払いません。

- ① 被災者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、補償保険金を支払いません。
- ② 被災者の入浴中の溺水^(注5)。ただし、入浴中の溺水^(注5)が、当社が補償保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
- ③ 被災者の誤嚥^(注6)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注6)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注5) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注6) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、補償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人^(注1)が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 施設^(注2)の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取り壊しその他の工事に従事する者が、それらの業務または工事に従事中に被った傷害

(注1) 被保険者の使用人

被保険者が法人である場合はその役員を含みます。

(注2) 施設

施設が建物の一部であるときはその建物の他の部分を含みます。

第5条（死亡補償保険金の支払）

当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が補償金を支払う場合は、被災者1名について補償保険金額の全額^(注)を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

(注) 補償保険金額の全額

その被災者について、同一の事故による傷害に対して既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、補償保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第6条（後遺障害補償保険金の支払）

- (1) 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、被保険者が補償金を支払う場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{補償保険金額}} \times \boxed{\text{別表に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害補償保険金の額}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被災者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
- ① 別表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

$$\boxed{\text{別表に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{適用する割合}}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、1被災者について補償保険金額をもって限度とします。

第7条（入院補償保険金の支払）

- (1)当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院し、被保険者が補償金を支払う場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院補償保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院補償保険金日額} \times \text{入院した日数}^{(注1)} = \text{入院補償保険金の額}$$

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3)被災者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院補償保険金を支払いません。

(注1)入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院補償保険金を支払いません。

(注2)医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1)被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被災者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（被災者への支払義務）

- (1)被保険者は、第5条（死亡補償保険金の支払）、第6条（後遺障害補償保険金の支払）、第7条（入院補償保険金の支払）および第8条（他の身体障害または疾病の影響）の規定により受領した補償保険金の全額を、被災者またはその法定相続人（以下「被災者等」といいます。）に支払わなければなりません。
- (2)被保険者は、(1)の支払を証明するために被災者等の補償金受領書を補償保険金受領後30日以内に当社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が30日以内に被災者等の補償金受領書を提出できないことを当社が認めた場合を除きます。
- (3)(1)または(2)の規定に違反した場合には、被保険者はすでに受領した補償保険金の全額を当社に返還しなければなりません。

第10条（損害賠償保険金との関係）

被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合において、被保険者が被災者に対して法律上の損害賠償責任を負担するときは、この特約により支払う補償保険金は、当社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設所有（管理）者特別約款もしくは昇降機特別約款の規定により支払う損害賠償保険金に充当します。

第11条（補償保険金の請求）

- (1)当社に対する補償保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡補償保険金	被災者が死亡した時
② 後遺障害補償保険金	被災者に後遺障害が生じた時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院補償保険金	被災者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2)被保険者が補償保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

補償保険金請求に必要な書類または証拠				
提出書類 ^(注1)	補償保険金種類	死亡	障害後遺	入院
① 保険金請求書		○	○	○
② 当社の定める事故状況報告書		○	○	○
③ 公の機関 ^(注2) の事故証明書		○	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書		○		
⑤ 後遺障害または傷害の程度を証明する被災者以外の医師の診断書			○	○
⑥ 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○
⑦ 被災者の法定相続人の印鑑証明書		○		
⑧ 被災者の印鑑証明書			○	○
⑨ 被災者の戸籍謄本		○		
⑩ 被災者の法定相続人の戸籍謄本		○		
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^(注3)		○	○	○
⑫ その他当社が第12条(補償保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

- (3)当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、被災者または補償保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4)保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

- (5)補償保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 提出書類

保険金を請求する場合には、○を付した書類を提出しなければなりません。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。

第12条(補償保険金の支払)

- (1)当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が補償保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、補償保険金を支払います。

- ① 補償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被災者に該当する事実
- ② 補償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 補償保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

- (2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、補償保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、被災者または補償保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)または(2)の規定による補償保険金の支払は、保険契約者、被保険者、被災者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1)当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する傷害に関して、普通保険約款第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②の規定による通知を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求められます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第14条(代位)

当社が補償保険金を支払った場合であっても、被保険者または被災者もしくはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款の規定中「事故」とあるのは「施設災害補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」

② 第4条(保険料の払込方法)(2)、第5条(保険責任のおよぶ地域)、第7条(告知義務)(6)、第8条(通知義務)(4)および(5)、第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①、(3)、(4)および(4)①ならびに第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中、「損害」とあるのは「傷害」

③ 第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②の規定中「被害者」とあるのは「被災者」

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

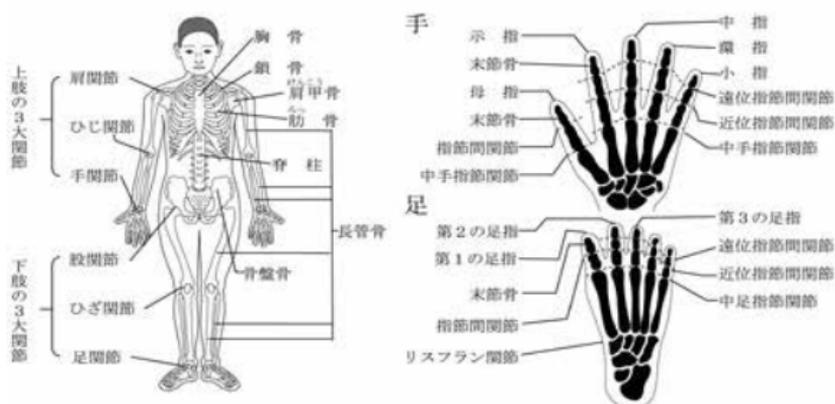
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第1の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%

第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%

第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはそ関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



限定危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社はこの特約により、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内またはその施設に隣接する道路にある者が他人の行為により身体に傷害を被った場合にのみ、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に定める補償保険金を支払います。

(2)当社は、(1)に定める場合のほか、施設内またはその施設に隣接する道路にある者が、他人の行為により不法な支配を受けた場合^(注)には、次の規定に従い特別補償保険金または補償保険金を支払います。

① 他人の行為により不法な支配を受けて平常の業務に従事することまたは平常の生活ができない場合は、30日を限度として入院補償保険金日額と同額の特別補償保険金（以下「特別補償保険金」といいます。）

② 他人の行為により不法な支配を受けさらに身体に傷害を被った場合は、特別補償保険金と(1)の補償保険金

(注) 不法な支配を受けた場合

不法な支配が引続き施設外でなされる場合を含みます。

第2条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかの事由に起因して生じた傷害および不法な支配については特別補償保険金および補償保険金を支払いません。

① 被災者の行為。ただし、補償保険金を支払わないのはその被災者が受け取るべき金額に限ります。

② 被保険者と住居および生計をともにする親族の行為

③ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人^(注)の行為

④ 被保険者のために警備等の保安業務に従事中的者の行為

⑤ 施設の瑕疵

(注) 使用人

被保険者が法人である場合はその役員を含みます。

第3条（特別補償保険金の請求）

(1)特別補償保険金の当社に対する請求権は、被災者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができる程度に回復した時または事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2)被保険者が特別補償保険金の支払を請求する場合は、施設災害特約第11条（補償保険金の請求）(2)に定める入院補償保険金の請求に必要な書類または証拠の規定を準用します。ただし、同条(2)⑥の書類を除きます。

(3)特別補償保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

この特約の適用については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および施設災害特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款の規定中「事故」とあるのは「傷害もしくは不法な支配」。ただし、普通保険約款第4条（保険料の払込方法）(2)の規定を除きます。
- ② 普通保険約款第4条(2)、第5条(保険責任のおよぶ地域)、第7条(告知義務)(6)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「傷害もしくは不法な支配」
- ③ 普通保険約款第15条(1)および(4)に「損害」とあるのは「傷害もしくは不法な支配」
- ④ 普通保険約款第15条(4)①に「被保険者に生じた損害」とあるのは「被保険者が補償金を支払うべき障害もしくは不法な支配」
- ⑤ 施設災害特約第3条（補償保険金を支払わない場合—その1）(1)、および第4条（補償保険金を支払わない場合—その2）に「傷害」とあるのは「傷害もしくは不法な支配」
- ⑥ 施設災害特約第12条（補償保険金の支払）（注1）の規定中「第11条（補償保険金の請求）(2)」とあるのは「第11条（補償保険金の請求）(2)および限定危険補償特約第3条（特別補償保険金の請求）(2)」

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、施設災害特約の規定を準用します。

死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみ支払特約

当社は、この特約により、施設災害補償特約に規定する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみを支払うものとします。

通院補償保険金支払特約

第1条（通院補償保険金の支払）

- (1)当社は、施設災害補償特約（以下「施設災害特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に定める被災者が同条の傷害を被り、その直接の結果として、通院し、被保険者が補償金を支払う場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被災者に支払います。

$$\text{通院補償保険金日額} \times \text{通院した日数}^{(注1)} = \text{通院補償保険金の額}$$

- (2)被災者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表に掲げる部位を固定するために被災者以外の医師の指示によりギプス等^(注2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3)当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、施設災害特約第7条（入院補償保険金の支払）の入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
- (4)被災者が通院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院補償保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院補償保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。

(注2) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第2条（用語の定義）

施設災害特約第2条（用語の定義）に定める用語のほか、この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

用語	定義
通院補償保険金日額	保険証券記載の被災者1名当りの通院補償金日額をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

第3条（通院補償保険金の請求）

- (1)当社に対する通院補償保険金の請求権は、被災者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとし、
- (2)被保険者が通院補償保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

通院補償保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書
- ② 当社の定める傷害状況報告書
- ③ 公の機関^(注1)の事故証明書
- ④ 傷害の程度を証明する被災者以外の医師の診断書
- ⑤ 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑥ 被災者の法定相続人の印鑑証明書
- ⑦ 被災者の印鑑証明書
- ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注2)
- ⑨ その他当社が施設災害特約第12条（補償保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3)通院補償保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限り、

第4条（施設災害特約の読み替え）

この特約の適用については、施設災害特約第12条（補償保険金の支払）(注1)の規定中「第11条（補償保険金の請求）(2)」とあるのは「第11条（補償保険金の請求）(2)および通院補償保険金支払特約第3条（通院補償保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、施設災害特約の規定を準用します。

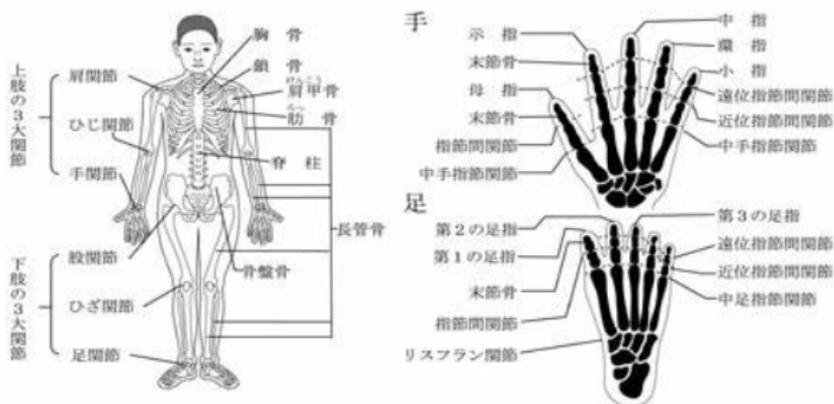
別表 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等^(注)を装着した場合に限り、
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等^(注)を装着した場合に限り、

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、下記の関節説明図に示すところによります。



漏水補償特約（施設用）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の滅失、破損または汚損に起因する損害に対して、保険金を支払います。

鉄道（軌道）業者特約

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者による次の施設の所有、使用または管理および仕事の遂行に起因する損害に限ります。

① 施設

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第1条（目的）に規定する「施設」および鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和29年運輸省令第15号）第3条（定義）第1項に規定する「鉄道車両」をいいます。

② 仕事

①の「鉄道車両」を鉄道営業または軌道営業のために運行することをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者またはその使用人が、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害

② 施設に存在する瑕疵、磨滅、腐食またはその他自然の消耗に起因する損害。ただし、被保険者またはその使用人が相当の注意を払ったにもかかわらず、これらの事実を発見できなかった場合を除きます。

第3条（特別約款の読み替え）

(1)この特約が付帯された保険契約において、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②ウ.の規定は、適用しません。

(2)この特約が付帯された保険契約において、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②オ.の規定中は、「施設外における船舶（原動力が専ら人力である場合を除きます。）」と読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

ファシリティ・マネージメント特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者がファシリティ・マネージメントサービス業務の遂行にあたり、管理または使用する次のいずれかに該当する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

- ① 情報機器
- ② 情報メディア
- ③ 情報メディアを製作するために必要な原資料

第2条（用語の定義）

この特約において使用する次の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。

① ファシリティ・マネージメントサービス業務

被保険者が顧客に使用人^(注1)を派遣して、顧客の施設において顧客のために行う次のいずれかに該当する仕事

ア. 原資料の情報を電子計算機で直接処理しうる状態の記録媒体に変換する仕事

イ. 電子計算機を使用して情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行う仕事

ウ. 上記ア. またはイ. に付随する仕事

② 情報機器

電子計算機^(注2)、受配電設備、非常用発電設備、避雷針設備、冷暖房・空調設備、換気設備および保安設備

③ 情報メディア

磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム、パンチカードなど電子計算機で直接処理を行える記録媒体^(注3)

(注1) 使用人

技術要員に限ります。

(注2) 電子計算機

各種の入力装置、出力装置、制御装置、演算装置および記憶装置をいい、せん孔機など情報処理にかかる各種機器を含み、データ通信用の回線を含みません。

(注3) 記録媒体

記録媒体に情報が記録されていると否とを問いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合）および施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）から同第5条（保険金を支払わない場合—その4）までに定める損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して単独に、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任、詐欺または横領に起因する損害
- ② 受託物の性質・かさに起因する損害
- ③ 受託物の使用不能に起因する損害^(注1)
- ④ 受託物が寄託者に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- ⑤ 情報メディアまたは原資料に記録されている情報のみに生じた情報の損壊または盗取に起因する損害
- ⑥ 電子計算機で処理中の情報メディアを作業上の過失^(注2)もしくは、技術の拙劣により損壊したことに起因する損害。ただし、火災、破裂または爆発が発生した場合における、その火災、破裂または爆発によって生じた損害を除きます。

(注1) 受託物の使用不能に起因する損害
収益減少に起因する損害を含みます。

(注2) 作業上の過失
プログラムミスまたはパンチミスを含みます。

第4条 (支払保険金)

当社が支払うべき保険金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。ただし、被害受託物が情報メディアまたは原資料である場合は、これを再製作または再取得するために必要な費用を超えないものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

免責規定適用特約

当社は、被保険者が、免責特約契約^(注1)を締結している場合において、保険証券に記載された学校の管理下における児童・生徒の身体の障害^(注2)については、免責特約契約^(注1)に基づき給付される金額と保険証券に記載された免責金額とのいずれか高い金額を賠償責任保険普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)という保険証券に記載された免責金額とします。

(注1) 免責特約契約

日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約をいいます。

(注2) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

構内専用車危険補償特約

第1条 (構内専用車)

(1) 本保険契約においては、保険証券に記載された構内専用車(以下「構内専用車」といいます。)は施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合—その1)②工.に規定する自動車とはみなしません。

(2) 構内専用車とは次の条件をすべて満たす車両をいいます。

- ① 車両登録をしていない。
- ② 専ら保険証券に記載された施設内で運行される。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、被保険者が構内専用車を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (自動車保険等との関係)

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第25条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)の規定にかかわらず、第1条(構内専用車)に規定する構内専用車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その構内専用車に自動車損害賠償責任保険^(注1)の契約を締結すべきもしくは締結しているとき、または自動車保険^(注2)契約を締結しているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注1)および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき金額^(注3)とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額とします。

(2) 当社は(1)に規定された自動車損害賠償責任保険^(注1)および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)の規定を適用します。

(注1) 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自動車保険

自動車共済を含みます。

(注3) 保険金

共済金を含みます。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

道路賠償責任保険特約

第1条 (道路の定義)

本保険契約において道路とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第2条(用語の定義)第1項に定める「道路」
- ② 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条(定義)第8項に定める「自動車道」、「一般自動車道」および「専用自動車道」
- ③ 被保険者が法令・通達などにより管理を委任された「農道」および「林道」
- ④ 上記道路の附属物^(注)

(注) 附属物

道路法第2条(用語の定義)第2項各号および道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条の3(道路の附属物)の規定を準用します。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、道路上の砂利または溜り水の飛散、飛沫などによる他人の財物の滅失、破壊または汚損(以下「損壊」といいます。)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者が他人の身体の障害につき賠償責任を負担したその被害者の財物の損壊に起因する損害を除きます。

第3条 (用語の定義)

- (1) 道路区域内の側溝などは、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合—その1)③にいう「給排水管」とはみなしません。
- (2) 特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)①にいう「施設の修理」とは、専門工事業者が行う道路修理をいい、被保険者またはその下請業者の道路パトロールが行う通常の補修は「修理」とはみなしません。

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

出演者等補償対象外特約

当社は、施設所有(管理)者特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する施設で行われる演劇、興行などの主催者、その業務の補助者および出演者の身体の障害^(注)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

(注) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

主催行事特約

第1条 (損害の範囲)

施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害とは、被保険者が主催^(注)する保険証券に記載された行事(以下「主催行事」といいます。)に起因する損害をいいます。

(注) 主催

共催または後援を含みます。

第2条 (被保険者)

この保険契約における被保険者は、行事の主催者^(注) およびその役員とします。

(注) 主催者

共催者または後援者を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が行事を開催する施設の所有者または管理者である場合に、その施設の所有または管理によって生じた参加者以外の者に対する損害

ただし、仮設やぐら、仮設さじき等行事用仮設物の所有、使用または管理によって生じた損害はこの限りではありません。

② 行事の主催者もしくはその役員または行事の主催、企画もしくは運営に従事する者が、行事の開催中に被った身体の障害または財物の滅失、破損もしくは汚損によって生じた損害

第4条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

搭乗者損害補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 乗用具^(注)に搭乗する者の身体の障害に起因する損害

② 乗用具^(注)に積載する他人の財物を滅失、破損もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害

(注) 乗用具

自動車(原動機付自転車を含みます。)、車両、船舶、動物等の乗用具をいいます。

飲食物危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合—その1)④の規定にかかわらず、被保険者が、特別約款第1条(保険金を支払う場合)①に規定する施設または同条②に規定する仕事において保険期間中に提供した飲食物(以下「提供飲食物」といいます。)に起因して、他人の身体の障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下「事故」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した提供飲食物に起因する損害

② 提供飲食物の回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置(以下「回収措置」といいます。)に要する費用^(注)およびそれらの回収措置に起因する損害

(注) 費用

被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第3条 (1回の事故の定義)

(1)賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因(提供飲食物の製造および販売にあたって、

計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等の側面からみて同一の事由に属する原因をいいます。以下同様とします。)に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生したときにすべて発生したものとみなします。

- (2)普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体障害の発生を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けたときをもって、事故の発生のとくとみなします。

第4条(事故の発生の防止義務)

- (1)被保険者は、提供飲食物に起因する事故が発生したまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく提供飲食物について、回収措置を講じなければなりません。
- (2)当社は、被保険者が正当な理由なく(1)の回収措置を怠ったときは、以後発生する同一原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険期間終了後の事故)

当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)にかかわらず、この保険契約が普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)に規定する保険期間を満了した場合において、保険期間終了時から起算して72時間以内に発生した事故については、この特約に従って、保険金を支払います。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

来訪者財物損害補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および第6条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、被保険者が施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)①に規定する施設(以下「施設」といいます。)内で保管する^(注)受託品が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「受託品損害」といいます。)に対して、この特約に従って、保険金を支払います。
- (2)当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、携帯品の盗取について被保険者が商法(明治32年法律第48号)第594条(場屋営業者の責任)第2項に定める損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「携帯品損害」といいます。)に対して、この特約に従って、保険金を支払います。
- (3)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 受託品

来訪者の財物をいいます。ただし、自動車または原動機付自転車(以下「自動車等」といいます。)を除きます。

② 携帯品

施設の来訪者が携帯する財物をいいます。ただし、受託品および自動車等を除きます。

(注)施設内で保管する

一時的に施設外で管理する場合があります。

第2条(支払保険金)

第1条(保険金を支払う場合)に規定する受託品損害および携帯品損害について当社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)⑤および⑥の費用を含め、来訪者1名について10万円かつ1事故について100万円を限度とします。

第3条（受託品・携帯品の限定）

当社は、受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

- ① 自動車等^(注)の内部または外部に積載された財物
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物

(注) 自動車等

ゴルフ場で使用する乗用カートを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- ④ 受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する損害
- ⑤ 受託物に対する修理^(注)または加工等に起因して、受託物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害

(注) 修理

点検を含みます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

借用イベント施設損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の被保険者（この特約において、以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の仕事の遂行のために日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什器備品（以下合わせて「借用施設」といいます。）が不測かつ突発的な偶然な事故により、滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「借用施設損害」といいます。）に対して、この特約に従って保険金を支払います。
- (2) 当社は、借用施設損害については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合）③の規定を適用しません。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社が、借用施設損害に対して支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、1事故について、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥に規定する費用を除き、借用施設損害の額が別表に記載された借用施設損害にかかる免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみを、別表に記載された借用施設損害にかかる支払限度額を限度として保険金を支払います。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、借用施設が次のいずれかに該当する事故により損壊した場合は、借用施設損害について、免責金額をないものとみなして普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定を適用します。
 - ① 火災
 - ② 破裂または爆発^(注1)
 - ③ 給排水設備^(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水漏れ

(注1) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注2) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、借用施設損害については、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合—その1)③の規定を適用しません。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用施設の修理、改造、取壊し等の工事
- ② 借用施設のかしまたはねずみ食いもしくは虫食い
- ③ 借用施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損
- ④ 借用施設の自然の消耗
- ⑤ 借用施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由
- ⑥ 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表

【借用施設損害にかかる支払限度額】

1事故および保険期間中につき、次のいずれか低い金額

- ① 保険証券記載の財物損壊1事故支払限度額
- ② 50,000千円

【借用施設損害にかかる免責金額】

1事故につき100千円

マンション共用部分特約D

第1条 (被保険者)

この保険契約において、被保険者とは、保険証券記載の分譲マンション(以下「分譲マンション」といいます。)の管理組合(以下「管理組合」といいます。)および管理組合の長その他の役員(注)をいいます。

(注)管理組合の長その他の役員

これらの者が管理組合の業務に従事していない間に、この保険契約により保険金が支払われるべき事故の被害を被った場合を除きます。

第2条 (共有部分の範囲)

この保険契約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

① 法定共用部分

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。)第2条(定義)第4項および区分所有法第4条(共用部分)第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。

ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室等、構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分

イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条(定義)第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物

② 規約共用部分

区分所有法第4条(共用部分)第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取
 - ③ 分譲マンションの瑕疵によって生じた共用部分の損壊、紛失または盗取
 - ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊
 - ⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊
 - ⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取り壊し等の工事。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とは見なしません。
- (2)当社は、被保険者が共用部分の損壊、紛失または盗取に起因して被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

漏水補償特約（マンション共用部分用）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）③、マンション共用部分特約A第4条（保険金を支払わない場合）④、マンション共用部分特約B第4条（保険金を支払わない場合）(1)④、マンション共用部分特約C第3条（保険金を支払わない場合）(1)④およびマンション共用部分特約D第3条（保険金を支払わない場合）(1)④の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具（以下「給排水管等」といいます。）からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出（以下「漏水事故等」といいます。）による財物の滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）に起因する損害に対して、保険金を支払います。

ただし、当社は、いかなる場合にも漏水事故等の原因となった給排水管等自体の損壊^(注)に対する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 給排水管等自体の損壊

修理、交換等に要した費用を含みます。

指定管理者特約

第1条（保険の対象）

この保険契約において、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する施設および仕事とは、次のものをいいます。

① 施設

保険証券に記載された指定管理施設（以下「指定管理施設」といいます。）をいいます。

② 仕事

保険証券に記載された指定管理業務（以下「指定管理業務」といいます。）をいいます。

第2条（追加被保険者）

- (1)指定管理業務において、記名被保険者から指定管理業務の一部または全部を委託された受託業者（以下「受託業者」といいます。）が存在する場合には、受託業者を追加被保険者として被保険者に含めるものとします。ただし、指定管理業務の遂行に起因して、損害を負担する場合に限りです。
- (2)当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条（昇降機危険補償）

- (1)この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）②ウ、の規定を適用しません。
- (2)普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。
- (3)当社は、被保険者が昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（特別約款の読み替えおよび適用除外）

- (1)この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定中「施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害」とあるのは、「施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事（ただし、被保険者が指定管理業務の一環として自らの労力のみをもって行った工事は除きます。）に起因する損害」と読み替えて適用します。
- (2)この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定は、適用しません。

第5条（管理動産の取扱）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③にかかわらず、次のいずれかに該当する財物が滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）しまたは紛失もしくは盗取されたことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「管理動産損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 指定管理施設に収容されている家財、什器その他の備品等（不動産を除きます。以下「管理動産」といいます。）
- ② 被保険者が所有、使用または管理する昇降機に積載した他人の財物

第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する管理動産損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
- ② 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取
- ③ 被保険者が使用または管理する自動車^(注)の損壊、紛失または盗取
- ④ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品^{こつ}、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する管理動産の損壊、紛失または盗取
- ⑤ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑥ 管理動産の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
- ⑦ 指定管理業務が終了した後に発見された管理動産の損壊

(注) 自動車

原動機付自転車を含みます。また、車内の財物を含みます。

第7条（保険料の精算）

- (1)この特約が付帯された保険契約において、保険料が、収入合計に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2)(1)および賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(2)の資料に基づいて計算された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を返還または請求します。
- (3)この特約が付帯された保険契約において、収入合計とは、保険証券記載の仕事に対する保険期間中の収入合計をいいます。
- (4)(1)の場合は、普通保険約款第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）②および③、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)ならびに同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)の規定中、「賃金、入場者、領収金または売上高」とあるのは、「収入合計」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

管理不動産補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約にこの特約が付帯される場合には、賠償責任保険普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、指定管理施設が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により滅失、破損または汚損^(注1)した場合において、被保険者が指定管理施設についてその所有者に対し法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「管理不動産損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発^(注2)
- ③ 給排水設備^(注3)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水

(注1) 滅失、破損または汚損

紛失、盗取および詐取を含みません。

(注2) 爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注3) 給排水設備

スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が指定管理施設を所有者に引き渡した後に発見された指定管理施設の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによって被る管理不動産損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約（自治体）

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約にこの特約が付帯される場合には、告知書に記載された指定管理業務を指定した自治体（以下「自治体」といいます。）を追加被保険者として被保険者に含めるものとします。ただし、次のいずれかに該当する損害に関しては、自治体は被保険者には含みません。

- ① 指定管理者特約第5条（管理動産の取扱）に規定する管理動産損害
- ② 管理不動産補償特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する管理不動産損害

第2条（被保険者間の関係）

賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）の規定にかかわらず、次の①および②の間の関係は、互いに賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

- ① 自治体
- ② 記名被保険者および指定管理者特約第2条（追加被保険者）(1)の規定により被保険者とみなされる受託業者

第3条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず保険証券に記載された支払限度額をもって限度とし、被保険者毎には保険証券に記載された支払限度額を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

シルバー人材センター特約

第1章 施設・業務危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定に関わらず、次のいずれかに該当する損害に限ります。

- ① 被保険者によるシルバー人材センター^(注1)の所有、使用または管理に起因する損害
- ② 被保険者が行う高齢者雇用安定法^(注2)第42条（業務等）第1項第1号から第4号までの業務の遂行に起因する損害
- ③ 高齢者雇用安定法^(注2)第42条第1項第1号の就業^(注3)に関する仕事のために被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因する損害
- ④ 高齢者雇用安定法^(注2)第42条第1項第1号の就業^(注3)に関する仕事の遂行に起因する損害

（注1）シルバー人材センター

第7章基本条項第2条（用語の定義）①に定めるシルバー人材センターをいいます。

（注2）高齢者雇用安定法

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）をいいます。

（注3）就業

高齢者雇用安定法第42条（業務等）第1項第1号に規定する「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）」をいいます。

第2条（昇降機危険補償）

- (1) この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②ウの規定を適用しません。
- (2) 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。
- (3) 当社は、被保険者が昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① じんあいまたは騒音に起因する損害
- ② 被保険者相互間の事故に起因する損害

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定は適用しません。
- (2) この保険契約においては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定は適用しません。

第5条（工作車の取扱い）

- (1) 作業場内および施設内における工作車は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②エ、にいう自動車とはみなしません。
- (2) 特別約款第2条（保険金を支払わない場合）②オ、の規定は、作業場内における車両には適用しません。
- (3) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、工作車の所有、使用もしくは管理に起因して当社が保険金を支払うべき

損害が発生した場合において、その工作車について自動車損害賠償責任保険^(注1)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険^(注2)契約を締結しているときは、損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(4)(3)の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定を適用します。

(5)(1)から(3)までの規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 作業場

主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

② 工作車

作業場内および施設内における次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリオール）、ロードローラー（マカダムロードローラー、タンDEMローラー、タイヤローラー等）、除雪用スノーブラウを設置した自動車、その他の排土または整地機械として使用する工作車

イ. パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、その他の万能掘削機械として使用する工作車

ウ. トラッククレーン、クローラクレーン、ホイールクレーン、クレーンカー、その他の揚重機械として使用する工作車

エ. フォークリフト、ストラドルキャリア、その他の積込機械として使用する工作車

オ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル

カ. ア. からオ. までの工作車をけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター、コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

ク. その他ア. からキ. に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。

(注1) 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自動車保険

自動車共済を含みます。

(注3) 保険金

共済金を含みます。

第6条（貨物の積込み・積卸しに関する自動車保険等との関係）

(1)この保険契約においては、自動車^(注1)もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害に対しては、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②エ. およびオ. の規定は適用しません。

(2)当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、特別約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）②に規定する自動車^(注1)もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車^(注1)もしくは車両に自動車損害賠償責任保険^(注2)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険^(注3)契約を締結しているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注2)契約および自動車保険^(注3)契約により、支払われるべき保険金^(注4)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対し、保険金を支払います。

(3)(2)の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険^(注2)契約および自動車保険^(注3)契約により支払われるべき保険金^(注4)の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定を適用します。

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注3) 自動車保険

自動車共済を含みます。

(注4) 保険金

共済金を含みます。

第7条(自動車の出張修理に関する特則)

第1章施設・業務危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)④に規定する仕事が出張して行う自動車^(注)の修理・整備の場合には、特別約款第2条(保険金を支払わない場合—その1)②を次のとおり読み替えて適用します。

「② 次のいずれかに起因する損害

ア. 航空機の所有、使用または管理

イ. パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理

ウ. 昇降機^(注1)の所有、使用または管理

エ. 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示されている^(注2)場合を除きます。)の所有または使用

オ. 施設外における船舶または車両^(注3)の所有、使用または管理

(注) 自動車

原動機付自転車を含みます。

第2章 生産物危険補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害(以下「損害」といいます。)は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害に限ります。

① 高齢者雇用安定法^(注1)第42条第1項第1号の就業^(注2)または同項第3号もしくは第4号の業務として製造、販売または提供した財物(以下「生産物」といいます。)に起因して生じた事故による損害

② ①の就業^(注2)または業務の仕事(以下「仕事」といいます。)の結果に起因して、仕事の終了^(注3)または放棄の後に生じた事故による損害

(注1) 高齢者雇用安定法

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)をいいます。

(注2) 就業

高齢者雇用安定法第42条(業務等)第1項第1号に規定する「臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)'又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)'をいいます。

(注3) 仕事の終了

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条(用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 製造機械等

他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。

② 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。)第2条(定義)に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器^(注1)もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。

③ 臨床試験

次のいずれかの規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

ア. 医薬品医療機器等法第14条(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認)第3項^(注2)

イ. 同法第23条の2の5(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認)第3項^(注3)

ウ. 同法第23条の25(再生医療等製品の製造販売の承認)第3項^(注4)

(注1) 医療機器

医薬品医療機器等法第68条の5（特定医療機器に関する記録及び保存）第1項の規定により主務大臣が指定する特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限ります。

(注2) 医薬品医療機器等法第14条（医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第14条第9項および同法第19条の2（外国製造医薬品等の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

(注3) 同法第23条の2の5（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第23条の2の5第11項および同法第23条の2の17（外国製造医療機器等の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

(注4) 同法第23条の2の5（再生医療等製品の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第23条の2の5第9項および同法第23条の3の7（外国製造再生医療等製品の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

第3条（「1回の事故」の定義）

- (1) 普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。
- (3) (1)、第4条（保険期間開始前に発生した事故）、第6条（保険金を支払わない場合—その2）および第13条（事故の発生防止義務）にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第4条（保険期間開始前に発生した事故）

当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に生じた事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体^(注1)に対する損害^(注2)
- ② 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体^(注3)に対する損害^(注2)
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害

(注1) 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体

生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。

(注2) 滅失、破損または汚損自体に対する損害

使用不能または修補に起因する損害を含みます。

(注3) 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体

仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物^(注1)の回収措置^(注2)に要する費用^(注3)およびそれらの回収措置^(注2)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 生産物または仕事の目的物

生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注2) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

(注3) 回収措置に要する費用

被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物（以下「完成品」といいます。）が、滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害^(注2)に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注1) 生産物が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

第8条（保険金を支払わない場合—その4）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 製造品・加工品^(注)が損壊したことに起因する損害
 - ② 製造品・加工品^(注)の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害
- (2)当社は、製造品・加工品^(注)の損壊に起因して、製造品・加工品^(注)以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注) 製造品・加工品

製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。

第9条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害^(注)に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害については、本条の規定は適用されません。

(注) 所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害

第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害を除きます。

第10条（保険金を支払わない場合—その6）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

第11条（保険金を支払わない場合—その7）

- (1)(2)および(3)の規定は、生産物が医薬品等^(注1)を含む場合、または仕事が、医薬品等^(注1)の製造もしくは販売^(注2)または臨床試験を含む場合に適用されます。
- (2)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等^(注1)または仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 医薬品等^(注1)のうち、臨床試験に供される物
 - ② 臨床試験
 - ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等^(注1)
 - ④ DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）
 - ⑤ トリアソラム
 - ⑥ Lトリプトファン
- (3)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」といいます。）

- ② エイズの病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害^(注3)
- ③ クロラムフェニコール系薬剤によるとする血液障害
- ④ アミノグリコサイド系薬剤によるとする聴力障害
- ⑤ 筋肉注射によるとする筋拘縮症
- ⑥ キノホルムによるとするスモン
- ⑦ 血糖降下剤によるとする低血糖障害
- ⑧ 体内移植用シリコンによるとする身体の障害
- ⑨ 妊娠の異常、卵子の損傷もしくは胎児の身体の障害もしくは異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
- ⑩ 被保険者が製造または販売した医薬品等^(注1)が、他の有体物の原材料または成分として使用された場合において、その他の有体物自体に生じた財物の損壊

(注1) 医薬品等

第2条(用語の定義)②に規定する医薬品等のほか、本条(2)のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

(注2) 販売

小分けを含みます。

(注3) エイズの病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害

エイズの病原体に感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。

第12条(保険金を支払わない場合—その8)

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) LPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具^(注)の販売、貸与ならびに配管、器具^(注)の取付け・取替え、器具^(注)・導管の点検・修理などの作業を含みます。

(注) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第13条(事故の発生の防止義務)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置^(注)を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が正当な理由なく(1)の回収措置^(注)を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

第3章 人格権侵害補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、第1章施設・業務危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)および第2章生産物危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)に損害の原因と規定されている事由に起因して、普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項にしたがって、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者

によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名につき100万円を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券記載の支払限度額に含まれるものとします。

第4章 管理財物損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する他人の財物（以下「管理財物」といいます。）が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失もしくは盗取されたことにより、管理財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「管理財物損害」といいます。）に対して、この補償条項にしたがって、保険金を支払います。

- ① シルバー人材センター会員が仕事^(注1)の遂行のために所有、使用または管理する施設内で保管する他人の財物^(注2)
- ② シルバー人材センター会員が仕事^(注1)を遂行するにあたり、現実にシルバー人材センター会員の管理下にある財物

(注1) 仕事

高齢者雇用安定法第42条（業務等）第1項第1号に規定された「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）」の仕事に限り、ます。

(注2) 保管する他人の財物

一時的に施設外で管理する他人の財物を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る管理財物損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者、シルバー人材センター会員もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した管理財物の盗取に起因する賠償責任
- ② 被保険者またはシルバー人材センター会員の使用人、代理人もしくは下請負人が所有もしくは私用に供する管理財物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 航空機、船舶^(注1)または動物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
- ⑤ 管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する賠償責任
- ⑥ 管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された管理財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者またはシルバー人材センター会員が行う通常の作業工程上生じた修理^(注2)もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する賠償責任

(注1) 航空機、船舶

これらの部品および付属品ならびにこれらに積載された財物を含みます。

(注2) 修理

点検を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

- (1) 当社が、管理財物損害に対して支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保

険金) (1)①に規定する損害賠償金は、管理財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、管理財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

(2)当社は、いかなる場合も、管理財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 管理財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第4条 (支払限度額)

(1)この補償条項により当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①から⑥に規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき次表に記載する金額を限度とします。

区分	支払限度額
① 1事故および保険期間中の支払限度額	1,000万円または保険証券記載の支払限度額のいずれか小さい額
② ①のうち現金を含む貴重品に関する支払限度額	10万円

(2)この補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について保険証券に記載された特別約款の免責金額を適用します。

(3)(1)に規定する限度額は、保険証券記載の支払限度額に含まれるものとします。

第5章 初期対応費用補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1)当社は、第1章施設・業務危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)および第2章生産物危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)に損害の原因と規定されている事由に起因する普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の事故が、普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項にしたがって、初期対応費用保険金を支払います。

- ① 事故現場の保存に要する費用
- ② 事故現場の取片付けに要する費用
- ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用
- ④ 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用
- ⑤ 第2章生産物危険補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、第2章生産物危険補償条項第7条(保険金を支払わない場合—その3)および第8条(保険金を支払わない場合—その4)に規定する損害が発生した場合を除きます。

(2)(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が現実に支出した費用^(注)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。

(注) 被保険者が現実に支出した費用
通常要する費用に限ります。

第2条 (支払限度額)

(1)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、1回の事故について300万円を限度とします。

(2)この補償条項により当社が支払う初期対応費用保険金の額は、保険期間中について300万円を限度とします。

(3)(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された支払限度額に含まれるものとします。

第3条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される

第3条（証券総支払限度額）

当社がこの保険契約により、普通保険約款、特別約款、この特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額^(注)を限度とします。

(注) 保険証券に記載された保険証券総支払限度額

保険証券に保険証券総支払限度額の記載がない場合には、保険証券記載の1事故支払限度額とします。

第4条（費用内枠払い）

普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、普通保険約款第2条(1)①から⑥の規定により計算した損害の総額の、保険証券に記載された免責金額を超える部分とし、保険証券に記載された1事故あたりの支払限度額を限度とします。

第5条（保険料算出の基礎）

- (1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）(4)④の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」とは、保険期間中の記名被保険者の事業収入の総額をいいます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に次のいずれかの特約が付帯される場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

区分	保険料算出の基礎の取扱い
① 精算（直近月末）特約が付帯される場合	ア. 同特約第1条（保険料算出の基礎）④の規定にかかわらず、売上高とは、満期日 ^(注1) より前の直近の月末時点から過去1年間の記名被保険者の事業収入の総額をいいます。 イ. 同特約第2条（保険料の精算—失効の場合）および同特約第3条（保険料の精算—解約または解除の場合）の規定中「第1条（保険料算出の基礎）」とあるのは「シルバー人材センター特約第7章基本条項第5条（保険料算出の基礎）(2)①ア.」と読み替えて適用します。
② 精算（直近会計年度末）特約が付帯される場合	ア. 同特約第1条（保険料算出の基礎）④の規定にかかわらず、売上高とは、満期日 ^(注1) より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の記名被保険者の事業収入の総額をいいます。 イ. 同特約第2条（保険料の精算—失効の場合）および同特約第3条（保険料の精算—解約または解除の場合）の規定中「第1条（保険料算出の基礎）」とあるのは「シルバー人材センター特約第7章基本条項第5条（保険料算出の基礎）(2)②ア.」と読み替えて適用します。
③ 保険料確定特約が付帯される場合	同特約第1条（保険料算出の基礎）④の規定にかかわらず、売上高とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 ^(注2) における記名被保険者の事業収入の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(注1) 満期日

この特約が付帯された保険契約が満期日より前に、無効、失効、解約または解除となった場合は、その無効、失効、解約または解除の日とします。

(注2) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。

第6条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

昇降機特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因する損害に限ります。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害
- ② 昇降機の修理、改造、取り外し等の工事に起因する損害

第4条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

請負業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因したまたは仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）に起因する損害に限ります。

第2条（被保険者）

- (1) 被保険者には保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。
- (2) (1)に基づいて被保険者が増加した場合においても、当社が支払うべき保険金の額は、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条（管理財物の範囲）

普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する被保険者の管理する財物とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が第三者から借用中の財物
- ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物^(注1)
- ③ ①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物
- ④ ①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物
- ⑤ ①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物^(注2)

(注1) 被保険者に支給された資材・商品等の財物

仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。

(注2) 現実には被保険者の管理下にある財物

被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する偶然な事由について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）
- ② 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物^(注)・その収容物もしくは土地の損壊
- ③ 地下水の増減

(注) 構築物

基礎および付属物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務^(注1)に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ② 次のいずれかに該当するものの所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし自動車^(注2)の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 自動車^(注2)
- ③ 仕事の終了^(注3)または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑤ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

(注1) 業務

下請業務を含みます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 仕事の終了

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

(1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行^(注1)に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)に規定する「LPガス販売業務」とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具^(注2)の販売、貸与ならびに配管、器具^(注2)の取付け・取替え、器具^(注2)・導管の点検・修理などの作業を含みます。

(注1) LPガス販売業務の遂行

LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(注2) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

(1) 当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する損害賠償責任のほか、工事に従事中の被保険者の使用人の身体の障害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

第9条（工作車の取扱い）

(1) 作業場内および施設内における工作車は、第5条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう自動車とはみなしません。

(2) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、工作車の所有、使用もしくは管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その工作車について自動車損害賠償責任保険^(注1)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険^(注2)契約を締結しているときは、損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(3) (2)の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定を適用します。

(4) (1)および(2)の規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 作業場

主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

② 工作車

作業場内および施設内における次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアール）、ロードローラー（マカダムロードローラー、タ

ンデムローラー、タイヤローラー等)、除雪用スノーブローを設置した自動車、その他の排土または整地機械として使用する工作車

イ. パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、その他の万能掘削機械として使用する工作車

ウ. トラッククレーン、クローラクレーン、ホイールクレーン、クレーンカー、その他の揚重機械として使用する工作車

エ. フォークリフト、ストラドルキャリア、その他の積込機械として使用する工作車
オ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル

カ. ア. からオ. までの工作車をけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター
キ. コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアシテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

ク. その他ア. からキ. に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。

(注1) 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自動車保険

自動車共済を含みます。

(注3) 保険金

共済金を含みます。

第10条(貨物の積込み・積卸しに関する自動車保険等との関係)

(1) 当社は、普通保険約款第25条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)の規定にかかわらず、第5条(保険金を支払わない場合—その2)②に規定する自動車^(注1)の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車^(注1)に自動車損害賠償責任保険^(注2)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険^(注3)契約を締結しているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注2)契約および自動車保険^(注3)契約により、支払われるべき保険金^(注4)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対し、保険金を支払います。

(2) (1)の場合、当社は、自動車損害賠償責任保険契約^(注2)および自動車保険契約^(注3)により支払われるべき保険金^(注4)の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(2)の規定を適用します。

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注3) 自動車保険

自動車共済を含みます。

(注4) 保険金

共済金を含みます。

第11条(自動車の出張修理に関する特則)

保険証券記載の仕事が、出張して行う自動車^(注)の修理・整備の場合には、第5条(保険金を支払わない場合—その2)②を次のとおり読み替えて適用します。

「② 次のいずれかに起因する賠償責任。ただし自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みもしくは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。

ア. 航空機の所有、使用または管理

イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理

ウ. 自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有または使用

(注) 自動車

原動機付自転車を含みます。

第12条(保険期間の延長)

保険証券記載の保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者は仕事が終了しない理由および終了予定日を遅滞なく書面をもって当社に通知するもの

とし、保険期間は、仕事の終了もしくは放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくて、その通知が行われずもしくは遅滞した場合または当社が別段の意思表示をした場合を除きます。

第13条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

地盤崩壊危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その1）①および②の規定にかかわらず、被保険者が行う同条に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地の工作物^(注)もしくは植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 土地の工作物

基礎、付属物および収容物を含みます。

第2条（支払保険金）

- (1)保険証券に縮小支払割合が記載されている場合において、この特約に基づいて、当社が支払う保険金の額は賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する部分にその縮小支払割合を乗じた金額とし、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。
- (2)保険証券に1事故にかかる1被害者の支払限度額が記載されている場合においても(1)の規定を適用します。
- (3)当社が1事故について支払う保険金の額ならびに保険期間中に支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から⑥までの金額の合算額について、それぞれ保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。
- (4)(2)および(3)に規定する「1事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故^(注)をいいます。

(注) 同一の原因から生じた一連の事故

発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ④ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑤ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑥ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者^(注)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任

(注) 他の請負業者

その業者の下請負業者を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

他工区危険補償特約

当社は、この特約により、地盤崩壊危険補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑥の規定を適用しません。

一部危険除外補償特約

当社は、地盤崩壊危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

保険料精算特約（請負・スポット契約用）

第1条（保険料の精算）

- (1) この保険契約の保険料が請負金額に対する割合によって定められる場合、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を返還または請求します。
- (4) この特約において、請負金額とは、保険証券記載の仕事に対する対価の総額をいいます。

(注) (1)および(2)の資料に基づいて計算された保険料

保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および請負業者特別約款の規定を準用します。

包括契約特約①

（事故発生ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、当社は、保険証券に記載された保険期間の開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（仕事の通知）

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日^(注1)とし、締切日^(注1)後20日以内に、締切日^(注1)前1ヵ月間^(注2)に記名被保険者が着手した仕事を特定することが可能な当社所定の通知書に記載された事項を当社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約が継続契約^(注3)である場合を除き、保険契約者は、(1)の通知に、被保険者が保険期間の始期において手持ちしている仕事も含めて通知することができます。
- (注1) 締切日
最終回の締切日は保険期間の終期とします。保険証券に締切日が記載されている場合には保険証券記載の締切日とします。
- (注2) 締切日前1ヵ月間
保険期間中に限ることとし、最終回は前回の締切日の翌日以降保険期間の終期までとします。
- (注3) 継続契約
同一の記名被保険者について、普通保険約款および特別約款に基づく当社との保険契約の保険期間の終了日または解除日もしくは解約日を開始日とする契約をいいます。

第4条（通知の遅滞または脱漏）

- (1) 当社は、第3条（仕事の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった仕事にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その仕事についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。
- (2) 第3条（仕事の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、保険料を支払わなければなりません。

第5条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約②

（事故発生ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。
- (注) 記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、当社は、保険証券に記載された保険期間の開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（仕事の通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間の終期から20日以内に、保険期間中に記名被保険者が着手した仕事を特定することが可能な当社所定の通知書に記載された事項を当社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約が継続契約^(注)である場合を除き、保険契約者は、(1)の通知に、被保険者が保険期間の始期において手持ちしている仕事も含めて通知することができます。
- (注) 継続契約
同一の記名被保険者について、普通保険約款および特別約款に基づく当社との保険契約の保険期間の終了日または解除日もしくは解約日を開始日とする契約をいいます。

第4条（通知の遅滞または脱漏）

- (1) 当社は、第3条（仕事の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった仕事にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その仕事についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。
- (2) 第3条（仕事の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第5条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約③

（事故発生ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。
- (注) 記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、当社は、保険証券に記載された保険期間の開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約④

(着手ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事(以下「仕事」といいます。)のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険期間内に着手した仕事に限ります。

第3条 (仕事の通知)

- (1) 保険契約者は、毎月末日を締切日^(注1)とし、締切日^(注1)後20日以内に、締切日^(注1)前1ヵ月間^(注2)に記名被保険者が着手した仕事を特定することが可能な当社所定の通知書に記載された情報を当社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約が継続契約^(注3)である場合を除き、保険契約者は、(1)の通知に、被保険者が保険期間の始期において手持ちしている仕事も含めて通知することができます。

(注1) 締切日

最終回の締切日は保険期間の終期とします。保険証券に締切日が記載されている場合には保険証券記載の締切日とします。

(注2) 締切日前1ヵ月間

保険期間中に限ることとし、最終回は前回の締切日の翌日以降保険期間の終期までとします。

(注3) 継続契約

同一の記名被保険者について、普通保険約款および特別約款に基づく当社との保険契約の保険期間の終了日または解除日もしくは解約日を開始日とする契約をいいます。

第4条 (通知の遅滞または脱漏)

- (1) 当社は、第3条(仕事の通知)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった仕事にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その仕事についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。
- (2) 第3条(仕事の通知)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第5条 (保険期間延長の取扱い)

当社は、特別約款第12条(保険期間の延長)の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約⑤

(着手ベース・仕事一括通知・暫定保険料方式)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事(以下「仕事」とい

います。)のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険期間内に着手した仕事に限ります。

第3条 (仕事の通知)

(1) 保険契約者は、保険期間の終期から20日以内に、保険期間中に記名被保険者が着手した仕事を特定することが可能な当社所定の通知書に記載された情報を当社に通知しなければなりません。

(2) この保険契約が継続契約^(注)である場合を除き、保険契約者は、(1)の通知に、被保険者が保険期間の始期において手持ちしている仕事も含めて通知することができます。

(注) 継続契約

同一の記名被保険者について、普通保険約款および特別約款に基づく当社との保険契約の保険期間の終了日または解除日もしくは解約日を開始日とする契約をいいます。

第4条 (通知の遅滞または脱漏)

(1) 当社は、第3条(仕事の通知)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった仕事にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その仕事についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。

(2) 第3条(仕事の通知)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第5条 (保険期間延長の取扱い)

当社は、特別約款第12条(保険期間の延長)の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約⑥

(着手ベース・仕事通知不要・暫定保険料方式)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事(以下「仕事」といいます。)のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約の対象としない仕事を、仕事に着手する前に通知した場合には、保険の対象から除外することができるものとします。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険期間内に着手した仕事に限ります。

第3条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約⑦

（事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）

第1条（保険金を支払う場合）

保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、当社は、保険証券に記載された保険期間の開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)①の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる完成工事高^(注)とは、次のいずれかをいいます。

- ① 契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が行った保険証券記載のすべての仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額。
- ② 契約締結時に①に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載のすべての仕事に対する1年間の対価の総額。

(注) 完成工事高

売上高を含みます。

第4条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

包括契約特約⑧

（着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式）

第1条（保険金を支払う場合）

保険契約者は、記名被保険者^(注)の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

(注) 記名被保険者

保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険期間内に着手した仕事に限ります。

第3条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)①の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる完成工事高^(注)とは、次のいずれかをいいます。

- ① 契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が行った保険証券記載のすべての仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額。
- ② 契約締結時に①に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載のすべての仕事に対する1年間の対価の総額。

(注) 完成工事高

売上高を含みます。

第4条（保険期間延長の取扱い）

当社は、特別約款第12条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

特定下請負人補償対象外特約

請負業者特別約款第2条（被保険者）の規定にかかわらず、保険証券に記載された下請負人^(注)は被保険者を含みません。

(注) 保険証券に記載された下請負人

その下請負人を含みます。

交差責任補償特約A（請負用・One-Way）

第1条（被保険者）

この保険契約においては、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（被保険者）(1)に定める被保険者のほか、発注者グループの構成員を被保険者を含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定は、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）(1)の規定にかかわらず、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、各グループ間においては独立別個に適用し、互いに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 発注者グループ

この保険契約において対象とする仕事の発注者^(注)をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

② 請負業者グループ

発注者グループから仕事を請け負う者をいいます。

(注) 発注者

建築主等の発注者をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 同一グループに属する被保険者間の損害賠償責任
- ② 発注者グループに属する被保険者が、請負業者グループに属する被保険者に対して負担する損害賠償責任

第5条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約B（請負用・Both-Way）

第1条（被保険者）

この保険契約においては、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（被保険者）(1)に定める被保険者のほか、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定は、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）(1)の規定にかかわらず、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、各グループ間においては独立別個に適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① 発注者グループ
この保険契約において対象とする仕事の発注者^(注)をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。
- ② 請負業者グループ
発注者グループから仕事を請け負う者をいいます。

(注) 発注者

建築主等の発注者をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が同一グループに属する被保険者間の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、請負業者グループに属する被保険者の使用人がこの保険契約の対象とする業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任について、発注者グループに属する被保険者が負担する損害賠償責任については、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）①および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）(2)の

規定を適用しません。

第6条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

交差責任補償特約C（請負用・Full-Way）

第1条（被保険者）

この保険契約においては、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（被保険者）（1）に定める被保険者のほか、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定は、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）（1）の規定にかかわらず、それぞれの被保険者について別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 発注者グループ

この保険契約において対象とする仕事の発注者^(注)をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

② 請負業者グループ

発注者グループから仕事を請け負う者をいいます。

(注) 発注者

建築主等の発注者をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、請負業者グループに属する被保険者の使用人がこの保険契約の対象とする業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任について、発注者グループに属する被保険者が負担する損害賠償責任については、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）①および特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その4）（2）の規定を適用しません。

第5条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

地下埋設物損壊補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、上・下水道管、ガス管、電線、電話線等で地下に埋設されている財物の滅失、破損または汚損に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払いません。

管理財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（管理財物の範囲）⑤に規定する財物（以下「補償管理財物」といいます。）の滅失、破損、汚損（以下「損壊」といいます。）、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「補償管理財物損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。

第2条（支払限度額）

- (1) 当社が、補償管理財物損害に対して支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、補償管理財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、補償管理財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、いかなる場合も、補償管理財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社が、補償管理財物損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、別表1に記載の額を限度とします。

(注) 補償管理財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第3条（免責金額）

補償管理財物損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2に記載の免責金額を適用します。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取
- ② 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊、紛失または盗取
- ③ 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ④ 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
- ⑤ 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊
- ⑥ 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理^(注)もしくは加工の拙劣または仕上不良等

(注) 修理
点検を含みます。

第5条（適用除外）

この特約は、次のいずれかに該当する業務には適用しません。

- ① この保険契約にビルメンテナンス業者特約が付帯されている場合、ビルメンテナンス業者特約第1条（対象とする仕事）に規定するビルメンテナンス業務
- ② この保険契約に運送業者特約が付帯されている場合、運送業者特約第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定される引越業務・運送業務

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額のとおりとします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表2 免責金額

保険証券に記載された財物損壊の免責金額のとおりとします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

支給財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行のために請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（管理財物の範囲）②に規定する財物（以下「支給財物」といいます。）を滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことに起因して、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「支給財物損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。

第2条（支払限度額）

- (1)当社が、支給財物損害に対して支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、支給財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、支給財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2)当社は、いかなる場合も、支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社が、支給財物損害について1回の事故について支払うべき保険金の額は、別表1に記載の額を限度とします。

(注) 支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第3条（免責金額）

支給財物損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2に記載の免責金額を適用します。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する支給財物損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の損壊
- ② 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊
- ③ 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する支給財物の損壊
- ④ 支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑤ 支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

第5条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、支給財物損害については、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 500万円
- ② 保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額

別表2 免責金額

5万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

借用財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行のために、作業場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（管理財物の範囲）①に規定する財物（以下「借用財物」といいます。）を滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことに起因して、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「借用財物損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。
 - (2)(1)にいう作業場とは、主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。
 - (3)この特約において、借用財物には、仕事の遂行のために被保険者がリース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物^(注)を含みます。
- (注) リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物
自動車を含みます。

第2条（支払限度額）

- (1)当社が、借用財物損害に対して支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、借用財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、借用財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
 - (2)当社は、いかなる場合も、借用財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
 - (3)当社が、借用財物損害について1回の事故について支払うべき保険金の額は、別表1に記載の額を限度とします。
- (注) 借用財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第3条（免責金額）

借用財物損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2に記載の免責金額を適用します。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する借用財物損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊
- ② 借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊
- ③ 電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊
- ④ 傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊
- ⑤ 借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- ⑥ 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する借用財物の損壊

- ⑦ 借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑧ 借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

第5条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、借用財物損害については、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 500万円
- ② 保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額

別表2 免責金額

5万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

工事遅延損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、この特約により、次の①の場合において②に該当するときは、対象工事の請負契約書の遅延規定に基づき記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（違約金に限り、違約罰を含みません。以下「工事遅延損害」といいます。）に対して保険金を支払います。
 - ① 対象工事に請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じ、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金が発生した。
 - ② ①に規定する損害の原因となった事故（以下「原因事故」といいます。）に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延した。
- (2)工事遅延損害については、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）②の規定を適用しません。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 対象工事

保険証券記載の仕事のうち次の全てに該当する工事をいいます。ただし、原因事故が発生してから履行期日が短縮された工事、および原因事故の発生の有無を問わず工事請負契約が解除された工事を除きます。

ア. 記名被保険者が単独で元請負人となる工事

イ. 原因事故が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事

ウ. 工事に対する請負契約書が存在し、請負契約書の中に遅延規定が定められている工事

エ. 履行期日が記名被保険者と発注者との間の請負契約書に定められている工事

② 請負契約書

対象工事に関する工事名・工事期間・請負金額等を記載し、対象工事の発注者と元請負人との間で双方の権利義務を定めた文書をいいます。ただし、注文・発注に対して承諾を示す文書や、対象工事を発注するときに元受業者に発注内容を伝える文書は含みません。

③ 遅延規定

対象工事が遅延した場合に記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することを予め定めた規定をいいます。

④ 違約金

民法（明治29年法律第89号）第420条に定める損害賠償額の予定としての違約金をいいます。

⑤ 違約罰

記名被保険者と発注者の間の取り決めにより支払う金銭であって、違約金でないものをいいます。

⑥ 履行期日

対象工事が完成して対象工書の目的物を発注者に引き渡すべき期日であって年月日単位で定められたものをいいます。

⑦ 記名被保険者

保険証券記載の被保険者をいい、被保険者の下請負人を含みません。

第3条（支払保険金）

当社が工事遅延損害について支払う保険金の額は、1回の事故について、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑤および⑥の費用を除き、別表の通りとします。

第4条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者および被保険者は、原因事故が発生したことを知った場合は、発注者に対して履行期日の延長を要請しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 対象工書の請負契約書の遅延規定に規定された工事の遅延による損害賠償金の額^(注1)
- ② 500万円
- ③ この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額^(注2)
- ④ この特約が付帯される特別約款の財物損壊の1事故限度額^(注3)

(注1) 工事の遅延による損害賠償金の額

違約金をいい、違約罰を含みません。

(注2) この特約が付帯される特別約款の身体障害の1事故限度額

身体障害の支払限度額を設定している場合に限りです。

(注3) この特約が付帯される特別約款の財物損壊の1事故限度額

財物損壊の支払限度額を設定している場合に限りです。

別表2 免責金額

保険証券に記載された財物損壊の免責金額のとおりとします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

油濁損害補償対象外特約（請負用）

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であると問わず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行または施設（以下「施設」といいます。）の所有、使用もしくは管理に起因して石油物質が公共水域^(注)へ流出したことについて、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任

② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する

賠償責任

- (2)当社は、被保険者の仕事または施設に起因して、石油物質が流出し、もしくはそのおそれがある場合において、公共水域^(注)の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

(注) 公共水域

海、河川、湖沼および運河をいいます。

第2条（用語の定義）

第1条（保険金を支払わない場合）の「石油物質」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①の石油類より誘導される化成品類
- ③ ①または②の物質を含む混合物、廃棄物および残さ

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

塗料の飛散・拡散補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、塗装^(注)作業中の塗料またはその他の塗装用材料の飛散、拡散により他人の財物を汚損または破損したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、容器などを落下、転倒させたことにより塗料またはその他の塗装用材料が飛散、拡散した場合を除きます。

(注) 塗装

吹付けを含みます。

塗料の飛散・拡散危険限定補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、塗装（吹付けを含みます。以下同様とします。）作業中の塗料またはその他の塗装用材料の飛散、拡散により他人の財物を汚損または破損（以下「損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、第2条（支払限度額）に従って、保険金を支払います。

第2条（支払限度額）

- (1) 塗装作業中の塗料またはその他の塗装用材料の飛散、拡散による他人の財物の損壊により当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につきおよび保険期間中について別表1に記載する金額を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち財物の滅失、破損または汚損に起因する損害に対する保険金の支払額について適用されるべき保険証券記載の一事故支払限度額を限度とします。

第3条（免責金額）

塗装作業中の塗料またはその他の塗装用材料の飛散、拡散による他人の財物の損壊により当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2に記載する免責金額を適用します。

第4条（適用除外）

容器などを落下、転倒させたことにより塗料またはその他の塗装用材料が飛散、拡散したことによって生じた損壊については、第2条（支払限度額）および第3条（免責金

額)の規定は適用しません。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1回の事故および保険期間中につき100万円。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表2 免責金額

1回の事故につき5万円。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

同一工事場内損害補償対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険証券記載の業務を行う場所またはそれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者またはその使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ② 保険証券記載の業務を行う場所またはそれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者またはその使用人が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

既設建物等補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、保険証券記載の仕事の対象となる建物またはその付属設備もしくはその収容動産に生じた滅失、破損または汚損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

既設建物等火災損害補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、保険証券記載の仕事の対象となる建物またはその付属設備もしくはその収容動産について、火災、破裂または爆発によって生じた滅失、破損または汚損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

運送業者特約

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) この特約は、被保険者が引越業務または運送業務を遂行する場合に適用されます。
- (2) 当社は、被保険者が引越業務または運送業務を遂行中、一時的に使用または管理する他人の財物(以下「一時的管理財物」といいます。)の滅失、破損または汚損(以下「損壊」といいます。)については、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第6条(保険金を支払わない場合)③の規定を適用しません。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 被保険者が第三者から借用中の財物
- ② 運送、貯蔵、保管、組み立て、加工、修理、点検等のために、被保険者が受託している財物
- ③ 被保険者が荷役、梱包等の作業に使用する機械、器具もしくは道具
- ④ 荷主または納入先等から支給された資材
- ⑤ 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用する財物

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する一時的管理財物の損壊に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 一時的管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
 - ② 一時的管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
- (2)当社は、一時的管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に見えられた一時的管理財物の損壊に対しては、保険金を支払いません。

第3条（支払保険金）

- (1)当社が、一時的管理財物の損壊に起因する損害に対して支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、一時的管理財物を、被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、一時的管理財物が、事故の生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
 - (2)当社は、いかなる場合も、一時的管理財物の使用不能に起因する被保険者の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
 - (3)当社が、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して1回の事故につき支払う保険金の額は、別表1に記載された額を限度とします。
 - (4)(3)に規定する限度額は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち財物の滅失、破損または汚損に起因する損害に対する保険金の支払額について適用されるべき保険証券記載の一事故支払限度額を限度とします。
- (注) 一時的管理財物の使用不能に起因する被保険者の損害賠償責任
得べかりし利益の喪失に起因する賠償責任を含みます。

第4条（構内専用車両の取扱い）

荷役作業を行う敷地内において、他人から一時的に借用する荷役・搬送用の車両（以下「構内専用車両」といいます。）の使用または管理は、特別約款第5条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する自動車の使用または管理とはみなしません。

第5条（自動車保険等との関係）

- (1)当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、構内専用車両の使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その構内専用車両に自動車損害賠償責任保険^(注1)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険^(注2)契約を締結しているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対し、保険金を支払います。
 - (2)当社は、自動車損害賠償責任保険^(注1)契約および自動車保険^(注2)契約により支払われるべき保険金^(注3)の額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定を適用します。
- (注1) 自動車損害賠償責任保険
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
- (注2) 自動車保険
自動車共済を含みます。
- (注3) 保険金
共済金を含みます。

第6条（免責金額）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について当社が保険金を支払う場合に

は、1回の事故について別表2に記載された免責金額を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

保険証券に記載された財物損壊の支払限度額のとおり。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表2 免責金額

保険証券に記載された財物損壊の免責金額のとおり。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

鍵再作成損害補償特約

第1条（対象とする仕事）

- (1)この特約は、被保険者が遂行するビルメンテナンス業務に適用されます。
- (2)(1)のビルメンテナンス業務には、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条（定義）に定める警備業務を含みません。
- (3)(1)のビルメンテナンス業務には、次のいずれかに該当する施設を対象に遂行するビルメンテナンス業務を含みません。
 - ① 石油精製、石油化学工場、各種化学工場
 - ② 各種タンクまたはパイプライン
 - ③ 電気またはガス供給施設
 - ④ LPガス施設または高圧ガス施設^(注)

(注) LPガス施設または高圧ガス施設

LPガスまたは高圧ガスの供給、販売、製造、貯蔵、充填、移動等の業務を行う施設をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1)当社は、ビルメンテナンス業者特約第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者の業務対象物件の鍵の紛失または盗取により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「鍵再作成損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。
- (2)当社が、鍵再作成損害に対して支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、次に定める費用の合計額を超えないものとします。
 - ① 紛失したまたは盗取された鍵で施錠・開錠が可能な業務対象物件の錠前^(注1)の交換費用
 - ② 紛失したまたは盗取された鍵の再作成費用^(注2)

(注1) 錠前

シリンダーを含みます。

(注2) 再作成費用

紛失したまたは盗取された鍵と同じ扉等を施錠・開錠できる他の鍵の再作成に要する費用を含みます。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ① ビルメンテナンス業務
ビルメンテナンス業者特約第1条（対象とする仕事）に規定する業務をいいます。
- ② 業務対象物件
ビルメンテナンス業者特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する業務対象物件をいいます。ただし、被保険者が所有する物件は含みません。

第4条（支払限度額）

- (1)当社が、この特約により鍵再作成損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額から、1回の事故について別表2記載の免責金額を控除した額とします。

ただし、1回の事故につき別表1記載の金額を限度とします。

(2)(1)に規定する支払限度額は、保険証券に記載された請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）の財物損壊に適用される支払限度額に含まれるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 500万円
- ② 保険証券に記載された特別約款の財物損壊の支払限度額

別表2

免責金額は、保険証券に記載された財物損壊の免責金額とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

マンション共用部分特約A

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の分譲マンション（以下「分譲マンション」といいます。）の共用部分が、被保険者が管理している間に滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または紛失もしくは盗取されたことにより、その共用部分について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この保険契約において、被保険者とは、分譲マンションの管理組合から委託を受けた保険証券記載の管理会社をいいます。

第3条（共有部分の範囲）

この保険契約において、共有部分とは、次のいずれかに該当する部分をいいます。

① 法定共用部分

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共用部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。

ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室等、構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分

イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条（定義）第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物

② 規約共用部分

区分所有法第4条（共用部分）第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分

イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - ② 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取
 - ③ 分譲マンションの瑕疵によって生じた共用部分の損壊、紛失または盗取
 - ④ 分譲マンションの給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊
 - ⑤ 被保険者が行う給排水管の清掃業務に起因するその給排水管自体の損壊
 - ⑥ 被保険者が行う新築、修理、改造または取り壊し等の工事。ただし、共用部分の日常的な維持・運営に関する業務は修理とは見なしません。
- (2)当社は、共用部分以外の管理財物^(注)の損壊、紛失または盗取による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注)管理財物

普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物をいいます。

第5条（支払限度額）

- (1)当社が、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して支払うべき保険金の額は、共用部分が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、共用部分が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2)当社は、共用部分の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社が、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき支払うべき保険金の限度額は、請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）の財物損壊に関する保険証券に記載された1事故支払限度額と共通とし、保険期間中支払限度額も同額とします。
- (4)(3)に規定する保険期間中支払限度額の適用は、第1条（保険金を支払う場合）の損害についてのみ適用し、特別約款の規定に従って保険金が支払われるべき他の損害については適用しません。

(注)共用部分の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任

収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

受託者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理または使用する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が次のいずれかに該当する期間に滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理または使用されている期間
- ② 受託物が保険証券記載の目的に従って管理または使用されている期間

第2条（受託物の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物には、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ① 土地およびその定着物^(注)
- ② 動物・植物等の生物

(注) 定着物

建物、立木等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害
- ④ 受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害
- ⑥ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害
- ⑦ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- ⑧ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質^(注1)に起因する損害
- ⑨ 受託物に対する修理^(注2)または加工^(注3)に起因して、受託物が損壊したことに起因する損害
- ⑩ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- ⑪ 冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫^(注4)内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常のプロセスとして一時的に倉庫外で保管される受託物の損壊に起因する損害
- ⑫ 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害

(注1) 受託物本来の性質

自然発火および自然爆発を含みます

(注2) 修理

点検を含みます。

(注3) 加工

受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。

(注4) 冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫

10℃以下の低温で受託物を保管する倉庫をいいます。

第4条（損害賠償金の範囲）

- (1)当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金の額は、被害受託物が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2)当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金には、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が受託物の使用不能に起因する損害賠償責任^(注)を負担することによって被る損害の額を含めません。
- (注) 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第5条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり普通保険約款の規定を準用します。

貴重品危険補償特約

当社は、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）③の規定を適用しません。

漏水補償特約（受託者用）

当社は、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定を適用しません。

冷凍冷蔵倉庫業者特約

第1条（低温保管受託物の定義）

この保険契約において低温保管受託物とは、被保険者が保険証券に記載された冷凍冷蔵倉庫（保管温度が常時10℃以下である倉庫をいいます。以下同様とします。）内で保管する、または倉出しもしくは倉入れ作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管する^(注) 保険証券に記載された冷凍・冷蔵物とします。

(注) 倉出しもしくは倉入れ作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管する

保険証券に記載された冷凍冷蔵倉庫と同一敷地内において保管している間に限ります。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1)当社は、低温保管受託物については、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑪の規定を適用しません。
- (2)当社は、保険証券に記載された冷凍冷蔵倉庫の冷凍・冷蔵装置もしくは設備（以下「冷凍・冷蔵装置」といいます。）、給配水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他の業務用器具から漏出またはいっしする液体、気体または蒸気等による低温保管受託物の滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定を適用しません。

第3条（用語の定義）

冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または操作上の誤りによって起きた温度変化による低温保管受託物の損壊は特別約款第1条（保険金を支払う場合）にいう損壊に含まれます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 低温保管受託物を保険証券に記載された冷凍冷蔵倉庫から誤って出庫または誤って配送したことに起因する損害
- ② 低温保管受託物の詐欺に起因する損害

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約

款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

運送危険補償対象外特約

当社は、賠償責任保険普通保険約款および受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が特別約款第1条（保険金を支払う場合）にいう受託物を運送している間^(注)に発生したその受託物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 受託物を運送している間

積みこみ、積みおろし作業を含みます。

修理・加工危険補償特約

当社は、通常の作業工程上生じた修理^(注1)もしくは加工^(注2)の拙劣または仕上不良等により、受託物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害賠償責任を除き、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑨の規定を適用しません。

(注1) 修理

点検を含みます。

(注2) 加工

受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。

紛失危険補償対象外特約

当社は、受託者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、受託物の紛失により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

マリーナ特約

第1条（用語の定義）

- (1) この保険契約においてヨット・モーターボートとは、被保険者が保険証券に記載された保管施設内で管理する保険証券に記載されたヨット、セールボート、モーターボート等をいいます。
- (2) (1)のヨット・モーターボートには、これに定着^(注)されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
- (3) (2)の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
 - ① 燃料、船体カバーおよび洗浄用品
 - ② 法律、命令、規制、条例等により、ヨット・モーターボートに定着^(注)または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品と見なされる物
 - ④ 積載品

(注) 定着

ボルト、ナットまたはネジ等で固定されており、工具等を使用しなければ取り外せない状態をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、第1条（用語の定義）に規定するヨット・モーターボートについては、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑫の規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保

険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害

- ② 被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間のヨット・モーターボートの滅失、破損、汚損（以下「損壊」といいます。）、紛失または盗取に起因する損害
- ③ 寄託者または貸主に返還された後に発見されたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- ④ 被保険者の下請負人が管理している間におけるヨット・モーターボートの損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ⑤ 法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- ⑥ 試運転^(注)中に生じたヨット・モーターボートの損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ⑦ 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似の自然変象に起因する損害
- ⑧ ヨット・モーターボートの船外機のみ盗取に起因する損害

(注) 試運転

試験的に航行することをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定を適用しません。

第5条（支払保険金）

当社が支払う保険金の額は、損害の発生した場所および時における被害ヨット・モーターボートの価額^(注)を超えないものとします。

(注) 損害の発生した場所および時における被害ヨット・モーターボートの価額

被害ヨット・モーターボートと同一種類、同年式で同程度の消耗度のヨット・モーターボートの市場販売価格相当額をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

借戸室特約（包括契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合）③、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）、特別約款第2条（受託物の範囲）①および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備^(注)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水

(注) 給排水設備

スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 借戸室
建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗^(注1)として借用している別表に記載されたすべての戸室^(注2)をいいます。
- ② 社宅
被保険者の役員もしくは従業員またはそれらの者の家族の居住の用に供される住

宅をいいます。

③ 事務所

被保険者の役員または従業員による事務^(注3)の用に供される施設をいいます。

④ 店舗

被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。

⑤ 工場

機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。

⑥ 倉庫

物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。

⑦ 損壊

滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺を含みません。

⑧ 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

⑨ 借用戶室台帳

借用戶室の用途、所在地およびその他の当社が定める事項を記載した契約者備付の一覧表をいいます。

(注1) 社宅、事務所または店舗

工場および倉庫を除きます。

(注2) 戸室

戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を除きます。

(注3) 事務

計算や書類等、主として机上で行う業務をいいます。

第3条 (被保険者)

この特約において、被保険者とは、借用戶室の賃借人とし、借用戶室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。

第4条 (代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者および同居の親族に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由による借用戶室の損壊に起因する損害に対して保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意

② 被保険者の心神喪失または指図

③ 借用戶室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染されたもの^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が借用戶室を貸主に引き渡した後に発見された借用戶室の損壊に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者の使用人が所有する借用戶室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染されたもの

原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (損害の範囲)

特別約款第4条(損害賠償金の範囲)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が借用戶室について貸主に対して負担する損害賠償金^(注)および普通保

険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）②から⑥までに定める費用とします。

（注）貸主に対して負担する損害賠償金

判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が貸主に
対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第7条（保険責任の始期および終期）

この特約において、当社の保険責任の始期および終期は、次に規定するとおりとします。ただし、第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する通知書に記載された期間を超えないものとします。

- ① 保険期間の始期において被保険者が借用している借戸室については、保険期間の始期から、その借戸室を借用しなくなった時または保険期間の終期のいずれか早い時まで
- ② 保険期間の中途において被保険者が新たに借用した借戸室については、借用した時からその借戸室を借用しなくなった時または保険期間の終期のいずれか早い時まで

第8条（保険期間の始期における保険料）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4条（保険料の払込方法）の規定は、保険期間の始期において被保険者が借用している借戸室について保険期間に対応する保険料に対して適用します。

第9条（借戸室変更の通知義務）

- (1) この保険契約の締結後、借戸室を新たに借用した場合または借戸室についての貸借契約を解約した場合には、保険契約者または被保険者は、その借戸室の名称、所在地、用途ならびに借用または解約の別およびその日について、借用または解約のあった日の翌末日までに当社の定める通知書により当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その遅滞または脱漏のあった借戸室にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その借戸室についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。
- (3) (1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わねばなりません。

第10条（追加借戸室の保険責任期間）

- (1) 当社は、第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する新たに借用した借戸室については、当社への通知の完了前であっても、借用した日からその翌月の末日までの期間に限り、保険証券に記載された支払限度額を限度として、保険金を支払います。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する借戸室を新たに借用した場合の義務に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。

第11条（保険料の精算）

第9条（借戸室変更の通知義務）に規定する通知を受けた場合には、当社は、保険期間終了後遅滞なく、各借戸室が借用または解約された日から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

第12条（借戸室台帳の備付義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は常に借戸室台帳を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の義務に違反した場合、(1)に規定する当社の求めに応じない場合、借戸室台帳について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合、または借戸室台帳を偽造もしくは変造した場合は、当社は、保険金を支払いません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 対象とする借戸室の範囲

対象とする借戸室の範囲	保険証券記載のとおり
-------------	------------

借戸室特約（個別契約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合）③、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）、特別約款第2条（受託物の範囲）①および特別約款第3条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備^(注)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水

(注) 給排水設備

スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 借戸室
建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗^(注1)として借用している保険証券に記載された戸室^(注2)をいいます。
- ② 社宅
被保険者の役員もしくは従業員またはそれらの者の家族の居住の用に供される住宅をいいます。
- ③ 事務所
被保険者の役員または従業員による事務^(注3)の用に供される施設をいいます。
- ④ 店舗
被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。
- ⑤ 工場
機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。
- ⑥ 倉庫
物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。
- ⑦ 損壊
滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺を含みません。
- ⑧ 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注1) 社宅、事務所または店舗

工場および倉庫を除きます。

(注2) 戸室

戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を除きます。

(注3) 事務

計算や書類等、主として机上で行う業務をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、借戸室の賃借人とし、借戸室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。

第4条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者および同居の親族に対するものに限り、これを行行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由による借入戸室の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借入戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染されたもの^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者の使用人が所有する借入戸室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染されたもの

原子核分裂生成物を含みます。

第6条（損害の範囲）

特別約款第4条（損害賠償金の範囲）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が借入戸室について貸主に対して負担する損害賠償金^(注)および普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）②から⑥までに定める費用とします。

(注) 貸主に対して負担する損害賠償金

判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が貸主に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

保管危険限定補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が保険証券記載の保管施設（以下「保管施設」といいます。）内で保管^(注1)されている間または保管施設内での保管^(注1)に付随して運送^(注2)されている間に滅失、破損もしくは汚損（以下、「損壊」といいます。）し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に限り、保険金を支払います。

(注1) 保管

荷役作業を含みます。

(注2) 運送

積みこみ作業、積みおろし作業および積みおろし後の荷役作業を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託物を使用している間に発生した損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ② 受託物を組立、解体・分解または設置・据付^(注)している間に発生した損壊、紛失または盗取に起因する損害
- ③ 受託物を検査、整備、点検、メンテナンスまたは梱包・包装している間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害

(注) 設置・据付
試運転を含みます。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

生産物特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかの損害に限ります。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた事故による損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（設計のみを行う業務を除きます。以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了^(注)または放棄の後、生じた事故による損害

(注) 仕事の終了

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 製造機械等

他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。

② 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器^(注1)もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。

③ 臨床試験

次のいずれかの規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

- ア. 医薬品医療機器等法第14条（医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売の承認）第3項^(注2)
- イ. 同法第23条の2の5（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認）第3項^(注3)
- ウ. 同法第23条の2の5（再生医療等製品の製造販売の承認）第3項^(注4)

(注1) 医療機器

医薬品医療機器等法第68条の5（特定医療機器に関する記録及び保存）第1項の規定により主務大臣が指定する特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限ります。

(注2) 医薬品医療機器等法第14条（医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第14条第9項および同法第19条の2（外国製造医薬品等の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

(注3) 同法第23条の2の5（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第23条の2の5第11項および同法第23条の2の17（外国製造医療機器等の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

(注4) 同法第23条の2の5（再生医療等製品の製造販売の承認）第3項

医薬品医療機器等法第23条の2の5第9項および同法第23条の3の7（外国製造再生医療等製品の製造販売の承認）第5項において準用する場合を含みます。

第3条（「1回の事故」の定義）

- (1) 普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。
- (3) (1)、第4条（保険期間開始前に発生した事故）、第6条（保険金を支払わない場合—その2）および第13条（事故の発生の防止義務）にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第4条（保険期間開始前に発生した事故）

当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に生じた事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体^(注1)に対する損害^(注2)
- ② 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体^(注3)に対する損害^(注2)
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害

(注1) 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体

生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。

(注2) 滅失、破損または汚損自体に対する損害

使用不能または修補に起因する損害を含みます。

(注3) 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体

仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物^(注1)の回収措置^(注2)に要する費用^(注3)およびそれらの回収措置^(注2)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 生産物または仕事の目的物

生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注2) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

(注3) 回収措置に要する費用

被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物（以下「完成品」といいます。）が、滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害^(注2)に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注1) 生産物が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

(注2) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

第8条（保険金を支払わない場合—その4）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 製造品・加工品^(注)が損壊したことに起因する損害
 - ② 製造品・加工品^(注)の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害
- (2) 当社は、製造品・加工品^(注)の損壊に起因して、製造品・加工品^(注)以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注) 製造品・加工品

製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。

第9条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害^(注)に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的

かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害については、本条の規定は適用されません。

(注) 所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害

第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害を除きます。

第10条（保険金を支払わない場合—その6）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

第11条（保険金を支払わない場合—その7）

(1)(2)および(3)の規定は、生産物が医薬品等^(注1)を含む場合、または仕事が、医薬品等^(注1)の製造もしくは販売^(注2)または臨床試験を含む場合に適用されます。

(2)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等^(注1)または仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等^(注1)のうち、臨床試験に供される物
- ② 臨床試験
- ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関する医薬品等^(注1)
- ④ DES（ジエチルスチルバストール系製剤）
- ⑤ トリアソラム
- ⑥ Lトリプトファン

(3)当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」といいます。）
- ② エイズの病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害^(注3)
- ③ クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害
- ④ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害
- ⑤ 筋肉注射によるとする筋拘縮症
- ⑥ キノホルムによるとするスモン
- ⑦ 血糖降下剤によるとする低血糖障害
- ⑧ 体内移植用シリコンによるとする身体の障害
- ⑨ 妊娠の異常、卵子の損傷もしくは胎児の身体の障害もしくは異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
- ⑩ 被保険者が製造または販売した医薬品等^(注1)が、他の有体物の原材料または成分として使用された場合において、その他の有体物自体に生じた財物の損壊

(注1) 医薬品等

第2条（用語の定義）②に規定する医薬品等のほか、本条(2)のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

(注2) 販売

小分けを含みます。

(注3) エイズの病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害

エイズの病原体に感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。

第12条（保険金を支払わない場合—その8）

(1)当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2)LPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具^(注)の販売、貸与ならびに配管、器具^(注)の取付け・取替え、器具^(注)・導管の点検・修理などの作業を含みます。

(注) 器具

LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第13条（事故の発生の防止義務）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置^(注)を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が正当な理由なく(1)の回収措置^(注)を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。

第14条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り普通保険約款の規定を準用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限り、
- ② 施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかに該当する感染症（政令により指定することが主務官庁から公表されているものを含みます。以下「特定感染症」といいます。）の発生
 - ア. 一類感染症
 - イ. 二類感染症
 - ウ. 三類感染症
 - エ. 指定感染症
 - オ. 新感染症
- ③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意または重大な過失
- ② 被保険者^(注2)の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾^(注3)もしくは労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 騒擾

群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 営業収益
「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
- ② 経常費
事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
- ③ 付保経常費
経常費のうち、保険証券に記載された費用をいいます。
- ④ 営業利益
営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
- ⑤ 営業費用
売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
- ⑥ 喪失利益
事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- ⑦ 補償期間
保険金支払の対象となる期間をいい、特別の約定がない限り、第1条（保険金を支払う場合）①もしくは②のいずれかの届出または③の処置の行われた時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された補償期間を超えないものとします。
- ⑧ 標準営業収益
事故発生直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。
- ⑨ 収益減少額
標準営業収益から、補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
- ⑩ 収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ⑪ 付保項目の合計金額
営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
- ⑫ 利益率
直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失^(注)が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$$

- ⑬ 保険価額
年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
- ⑭ 年間営業収益
事故発生直前12か月の営業収益をいいます。

(注) 営業損失

営業費用から営業収益を差し引いた額が正であることをいいます。

第4条（保険金の支払額）

当社が保険金を支払うべき損失の額は、次の規定に従って算出します。

- ① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- ② 収益減少防止費用については、直近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が保険価額より少ないときは、当社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}}$$

- ④ ①から③までの規定により算出した保険金の額がこの特約の保険金額を超えるとときは、この特約の保険金額をもって限度とします。

第5条（営業収益、利益率の調整）

- (1) 営業のすう勢の変化等により、事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益が標準営業収益と著しく異なる場合には、当社は、標準営業収益につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。
- (2) 営業のすう勢の変化等により、次の①または②の算式によって算出した割合が利益率と著しく異なる場合には、当社は、利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。
- ① 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業利益が生じたと見込まれる場合

$$\frac{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じた営業利益} + \text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費}}{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益}}$$

- ② 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業損失が生じたと見込まれる場合

$$\frac{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費} - \text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる営業損失}}{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益}}$$

第6条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①および②を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- ① 事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに第1条（保険金を支払う場合）①もしくは②の届出または③の処置の行われた日時
- ② 他の保険契約等^(注1)の有無および内容^(注2)
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 他の保険契約等

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 当社は、第4条（保険金の支払額）②の規定による収益減少防止費用を除き、(1)の損失の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するこの特約の保険金請求権は、補償期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 損失の見積書
④ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) この特約の保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（保険金支払後の保険契約）

当社がこの特約の保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は、減額することはありません。ただし、事故が保険期間中に2回以上生じても、当社がそれらの事故による損失に対して支払うべき第4条（保険金の支払額）の保険金の額は、通算して、保険金額をもって限度とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が損失の額^(注3)以下のときは、当社は、この特約の支払責任額^(注2)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、損失の額^(注3)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額 ^(注2)
② 他の保険契約等 ^(注1) から保険金または共済金が支払われた場合	損失の額 ^(注3) から、他の保険契約等 ^(注1) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額 ^(注2) を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 損失の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）（2）、第5条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）ならびに第22条（追加保険料額収前の事故）（1）および（2）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する損失」
- ② 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）①、同条（4）および同条（4）①、第27条（保険金の支払）（1）および（2）ならびに第28条（代位）（1）の規定中「損害」とあるのは「損失」
- ③ 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および食中毒・特定感染症利益補償特約第8条（保険金の請求）（2）」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

損害賠償請求ベース特約

第1章 損害賠償請求ベースに関する条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき損害は、被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物に起因して、または被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して仕事の終了^(注1)もしくは放棄の後、保険証券記載の遡及日以降に発生した他人の身体の障害^(注2)または財物の滅失、破損もしくは汚損（以下「事故」といいます。）につき、普通保険約款第3条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- (2)同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
- (注1) 仕事の終了
仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。
- (注2) 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合^(注)は、当社は一切の損害に対して保険金を支払いません。

- (注) 知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3条（通知）

- (1)保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、当社に通知しなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この保険契約においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用します。

- ① 第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1損害賠償請求」
- ② 第4条（保険料の払込方法）(2)の規定中「始期日から保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは、「始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求または始期日から保険料領収までの間に発生した事故」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「事故またはその原因もしくは事由を知る（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）前または損害賠償請求がなされる前に」
- ③ 第7条(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ④ 第7条(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する

事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害

- ⑤ 第8条(通知義務)(4)の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求または変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」
- ⑥ 第8条(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに発生した事故に対して(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害」
- ⑦ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑧ 第15条(3)の規定中「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害」とあるのは「(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害」
- ⑨ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」
- ⑩ 第22条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定中「追加保険料領収までの間に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求」

第2章 医薬品に関する条項

第5条(適用の範囲)

この条項は、保険証券記載の生産物が生産物特別約款第2条(用語の定義)②に規定する医薬品等(以下「医薬品等」といいます。)を含む場合、または仕事が、医薬品等の製造もしくは販売^(注)または臨床試験を含む場合に適用されます。

(注)販売

小分けを含みます。

第6条(用語の定義)

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 救済給付

医薬品の副作用による疾病、障害または死亡につき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)または医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和54年法律第55号)^(注1)の規定に基づき給付される医療費、医療手当、障害年金、障害養育年金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。

② 救済給付の受給権者

被害者その他の救済給付を受ける権利を有する者をいいます。

③ 機構等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構または医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構^(注2)をいいます。

④ 予防接種法等の規定による給付

予防接種法(昭和23年法律第68号)、結核予防法(昭和26年法律第96号)または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金および葬祭料をいいます。

(注1) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和54年法律第55号)

平成5年法律第27号による改正が施行される前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法および昭和62年法律第32号による改正が施行される前の医薬品副作用被害救済基金法を含みます。

(注2) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

平成5年法律第27号による改正が施行される前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金および昭和62年法律第32号による改正が施行される前の医薬品副作用被害救済基金を含みます。

第7条(損害賠償請求提起時のみなし)

- (1) 救済給付の受給権者に対して救済給付を行った機構等が、救済給付を受けた者が被保険者に対して有する損害賠償請求権を取得し、被保険者に対して損害賠償請求を提起

した場合において、次のいずれかに該当するときは、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害賠償請求がそれぞれ次に掲げる時に提起されたものとみなします。

① 救済給付の受給権者またはその他の者が被保険者に対して損害賠償請求を提起していなかったとき

救済給付の受給権者が機構等に対して救済給付の請求を最初に行った時

② 救済給付の受給権者が機構等に対して救済給付の請求を行ったほか、救済給付の受給権者またはその他の者が被保険者に対して損害賠償請求を提起したとき

それらの救済給付の請求または損害賠償請求のうち、最初の請求が行われた時

(2) 予防接種を受けた者の疾病、障害または死亡につき、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合において、その損害賠償請求が提起される前に、予防接種法等の規定による給付の請求が行われ、給付がなされたときは、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害賠償請求は、予防接種法等の規定による給付を受ける権利を有する者がそれらの給付の請求を最初に行った時に提起されたものとみなします。

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、保険証券記載の遡及日において、医薬品等を製造または販売^(注1)する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の滅失、破損または汚損について損害賠償を求める訴訟が提起されていたときは、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同じ^(注2)の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 販売

輸入販売を含みます。

(注2) 同一

実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします。

第3章 準用規定

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

追加被保険者特約（販売業者用）

第1条（被保険者）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）という被保険者には、保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、保険証券に追加被保険者（販売業者用）として記載された者（以下「販売業者」といいます。）を含みます。ただし、記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、損害を負う場合に限りです。

(2) (1)という販売業者には、記名被保険者に対して原料、材料、容器等を納入した者を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 生産物に物理的変化または化学的変化を加えること。

② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおり再梱包した場合は除きます。

③ 設置、点検または修理業務

④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え

⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1)当社は、被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約に規定する保険金を支払わない場合の適用については、被保険者ごとに個別に行うこととします。

第4条（支払限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

エンジン焼付損害補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者がサービスステーション業務を遂行した結果生じた自動車（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）のエンジン焼付に起因するエンジンの滅失、破損または汚損自体の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（用語の定義）

- (1)この特約において、サービスステーション業務とは、次のいずれかに該当する業務をいいます。
- ① ガソリン、軽油等の自動車用燃料および灯油の販売業務
 - ② 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第48条（定期点検整備）に定める定期点検整備業務
 - ③ ①または②に付随する自動車^(注1)の点検、調整および洗車ならびに自動車に対する自動車関連用品^(注2)の供給^(注3)業務
- (2)(1)のサービスステーション業務には、自動車関連用品^(注2)以外の物品^(注4)の提供、販売および自動車の販売、修理^(注5)の業務は含みません。
- (注1) 自動車
部品および付属品を含みます。
- (注2) 自動車関連用品
オイル、水、部品、タイヤおよび付属品をいいます。
- (注3) 自動車の点検、調整、洗車および自動車に対する自動車関連用品の供給
取付または据付を含みます。
- (注4) 自動車関連用品以外の物品
飲食物および雑貨品を含みます。
- (注5) 修理
钣金、塗装、分解整備またはこれらに類似の作業を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、生産物特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

エンジン焼付損害縮小支払特約

第1条（支払限度額）

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、被保険者がサービスステーション業務を遂行した結果生じた自動車（原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。）のエンジン焼付に起因するエンジンの滅失、破損または汚損自体の損害賠

償責任（以下「エンジン焼付損害」といいます。）を負担することによって被る損害については、1回の事故につき、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）（1）⑤および⑥の費用を除き、損害の額（以下「損害の額」といいます。）が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に2分の1を乗じて得た額に対してのみ保険金を支払います。

(2)(1)における損害の額には、エンジン焼付損害以外の損害賠償責任（この保険契約の対象になるものに限り、以下「他損害」といいます。）を負担することによって被る損害の額を含みます。

(3)(1)に規定する超過額の算出にあたっては、他損害に起因する損害の額を優先して免責金額に充当するものとします。

第2条（用語の定義）

(1)この特約において、サービスステーション業務とは、次のいずれかに該当する業務をいいます。

- ① ガソリン、軽油等の自動車用燃料および灯油の販売業務
- ② 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第48条（定期点検整備）に定める定期点検整備業務
- ③ ①または②に付随する自動車^(注1)の点検、調整および洗車ならびに自動車に対する自動車関連用品^(注2)の供給^(注3)業務

(2)(1)のサービスステーション業務には、自動車関連用品^(注2)以外の物品^(注4)の提供、販売および自動車の販売、修理^(注5)の業務は含みません。

(注1) 自動車

部品および付属品を含みます。

(注2) 自動車関連用品

オイル、水、部品、タイヤおよび付属品をいいます。

(注3) 自動車の点検、調整、洗車および自動車に対する自動車関連用品の供給

取付または据付を含みます。

(注4) 自動車関連用品以外の物品

飲食物および雑貨品を含みます。

(注5) 修理

钣金、塗装、分解整備またはこれらに類似の作業を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、生産物特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

不良完成品損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合—その3）の規定にかかわらず、被保険者が、完成品の滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）によって被る損害（以下「不良完成品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

(2)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）（1）に規定する損害賠償金のうち、不良完成品損害によって被保険者が支払う損害賠償金に関しては、直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^(注)については、保険金を支払いません。

(注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金

得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 生産物自体

特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物

② 完成品

生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された^(注)財物

(注) 生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、

その目的のとおりで使用されたときを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれにも該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である。
- ② 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が損壊していない状態となる。

第4条（費用の範囲）

当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥の費用については、第1条（保険金を支払う場合）により当社が保険金を支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金の、財物の滅失、破損もしくは汚損によって被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金に対する割合によって、保険金を支払います。

第5条（支払限度額）

- (1)当社がこの特約により不良完成品損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、一事故および保険期間中につき別表1記載の額を限度とします。
- (2)(1)に規定する支払限度額は、保険証券に記載された財物損壊に適用される保険期間中の総支払限度額に含まれるものとします。

第6条（免責金額）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する不良完成品損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2記載の免責金額を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

一事故限度額は、保険証券記載のこの特約に対する一事故限度額とします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

保険期間中限度額は、保険証券記載のこの特約に対する期間中限度額のとおりとします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

別表2 免責金額

免責金額は、保険証券に記載された財物損壊の免責金額とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

不良製造品損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合—その4）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物が製造機械等もしくはその部品である場合、製造品・加工品が滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）したことにより被保険者が被る損害（以下「不良製造品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)に規定する損害賠償金のうち、不良製造品損害によって被保険者が支払う損害賠償金に関しては、直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金^(注)については、保険金を支払いません。

(注) 財物の使用不能に起因する損害賠償金

得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の用語の定義は、それぞれ次の定義によります。

① 製造機械等

他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。

② 製造品・加工品

①の製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

第3条（支払限度額）

(1)当社がこの特約により不良製造品損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、一事故および保険期間中につき別表1記載の額を限度とします。

(2)(1)に規定する支払限度額は、保険証券に記載された財物損壊に適用される保険期間中の総支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する不良製造品損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2記載の免責金額を適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

一事故限度額は、保険証券記載のこの特約に対する一事故限度額とします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

保険期間中限度額は、保険証券記載のこの特約に対する期間中限度額のとおりとします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

別表2 免責金額

免責金額は、保険証券に記載された財物損壊の免責金額とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

職業性疾病補償対象外特約

第1条（定義）

この特約において、職業性疾病とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、長時間にわたり業務に従事することによりその業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、保険証券記載の生産物または仕事の結果により他人が被った職業性疾病に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

生産物自体の補償に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害^(注1)または事故原因生産物^(注2)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物^(注2)自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物^(注2)について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。

（注1）身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

（注2）事故原因生産物

事故の原因となった特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

- ① 仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物
- ② 生産物が成分、原材料または部品等として使用された^(注1)財物
- ③ 生産物^(注2)を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物

（注1）生産物が成分、原材料または部品等として使用された

生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。

（注2）生産物

生産物が部品など他の財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。

第3条（損害賠償金の範囲）

当社がこの特約により保険金を支払うべき普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金の額は、事故原因生産物^(注)を被害を受ける直前の状態に復旧するまでに要する修理費のみとし、事故原因生産物^(注)が事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

（注）事故原因生産物

事故の原因となった特別約款第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物または同条②に規定する仕事の目的物をいいます。

第4条（支払限度額）

当社がこの特約により生産物自体の損害について支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1事故および保険期間中につき別表1記載の金額を限度とします。

第5条（免責金額）

第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物自体の損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2記載の免責金額を適用します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1事故限度額は、保険証券記載のこの特約に対する1事故限度額とします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

保険期間中限度額は、保険証券記載のこの特約に対する期間中限度額のとおりとします。ただし、保険証券に記載がない場合には、100万円とします。

別表2 免責金額

免責金額は、保険証券に記載された財物損壊の免責金額とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

残存物リスク補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、生産物特別約款第1条①および②を次のとおり読み替えて適用します。

- 「① 保険期間開始前に被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた事故による損害
② 保険期間開始前に被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後、生じた事故による損害」

第2条（保険料精算の省略）

当社は、賠償責任保険普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）および（3）、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

自動車管理者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理する他人^(注1)の自動車（原動機付自転車を含まず。以下「自動車」といいます。）が次のいずれかの間に損壊（滅失、破損または汚損をいいます。以下同様とします。）・紛失または盗取・詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の保管施設内に自動車が保管されている間
- ② その自動車に対して被保険者が行う業務の遂行の通常の過程として自動車が一時的に保管施設外で管理されている間

(2)(1)の自動車には、これに定着^(注2)または装備^(注3)されている物（以下「付属品」といいます。）を含まず。

(3)(2)の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着^(注2)または装備^(注3)することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物^(注4)

(注1) 他人

所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。

(注2) 定着

ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注3) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

(注4) 積載物

積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害^(注1)のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人^(注2)もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ② 盗取・詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任^(注3)
- ③ 被保険者、被保険者の代理人^(注2)もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理^(注4)もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦ 自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の代理人^(注2)もしくは使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任

(注1) 普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害

ただし、同条③を除きます。

(注2) 被保険者の代理人

被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 自動車の使用不能に起因する損害賠償責任

収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

(注4) 修理

点検を含みます。

第3条 (損害賠償金の範囲)

当社が保険金を支払うべき普通保険約款第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)

①にいう損害賠償金は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額^(注)を超えないものとします。

(注) 事故の生じた地および時における被害自動車の価額

被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第4条 (残存支払限度額)

当社が保険金を支払った場合は、保険証券に記載された総支払限度額から、その支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総支払限度額とします。

第5条 (準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

下請負人再寄託中補償特約

当社は、自動車管理者特別約款第2条(保険金を支払わない場合)⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人(以下「下請負人」といいます。)が被保険者より再受託する自動車(原動機付自転車を含みます。以下「自動車」といいます。)を保管または管理している間に損壊・紛失または盗取・詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 下請負人、下請負人の代理人^(注)もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行いまは加担した盗取・詐取に起因する損害賠償責任

② 下請負人、下請負人の代理人^(注)もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任

③ 下請負人、下請負人の代理人^(注)もしくは使用人または下請負人の同居の親族が所有する自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任

(注) 下請負人の代理人

下請負人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

使用不能損害補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、自動車管理者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)②および第3条(損害賠償金の範囲)の規定にかかわらず、特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する自動車(以下「自動車」といいます。)を次のいずれかの間に滅失、破損、または汚損(以下「損壊」といいます。)または紛失したこと(以下「事故」といいます。)により、被保険者がその損壊または紛失した自動車(以下「被害自動車」といいます。)の使用不能損害について法律上の損害賠償責任^(注)を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 保険証券記載の保管施設内で自動車が管理されている間

② その自動車に対して被保険者が行う業務の遂行の通常の過程として自動車が一時的に保管施設外で管理されている間

(注) 使用不能損害について法律上の損害賠償責任

収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第2条（使用不能損害の範囲）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する被害自動車の使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限り、
- (2)被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は第1条（保険金を支払う場合）に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

第3条（支払保険金）

- (1)当社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、自動車1台について10万円、1回の事故について保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2)当社が保険金を支払った場合は、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額から、支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故が生じたとき以後の保険期間に対する総支払限度額とします。

第4条（保険金を支払わない日数）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により使用ができなくなった自動車の使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて3日以内に発生した使用不能損害を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

油濁特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に石油物質が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）から公共水域^(注1)へ不測かつ突発的に流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損^(注2)に対する賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少したことまたは漁獲物の品質が低下したことに基づく漁業権者に対する賠償責任

(2)当社は、保険期間中に石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者の所有、使用または管理する区域外に流出し、公共水域^(注1)の水を汚染した場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用（以下「処理費用」といいます。）を被保険者が支出したときは、その金額をこの特別約款の規定に従い支払います。

(注1) 公共水域

海、河川、湖沼および運河をいいます。

(注2) 財物の滅失、破損または汚損

財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。

第2条（石油物質の定義）

第1条（保険金を支払う場合）の「石油物質」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①の石油類より誘導される化成品類
- ③ ①または②の物質を含む混合物、廃棄物および残さ

第3条（油濁損害の範囲）

普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき損害（以下「油濁損害」といいます。）の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(注) をいいます。
② 処理費用	被保険者が支出した処理費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 協力費用	普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注) 損害賠償責任の額

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第4条（支払保険金）

(1)普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、第3条（油濁損害の範囲）の油濁損害にかかる支払保険金は、次のとおりとします。

- ① 第3条①の損害賠償金および②の処理費用は、その合算額が1回の事故について保

険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過分を保険証券記載の1事故支払限度額を限度として保険金を支払います。

② 当社が保険期間中に支払う保険金の額は、第3条③から⑤までの費用を除き、保険証券記載の期間中総支払限度額を超えないものとします。

(2)第3条(油濁損害の範囲)⑤の争訟費用は、第3条①の損害賠償金および同条②の処理費用の合算額が保険証券に記載された期間中総支払限度額^(注)を超える場合には、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{第3条⑤の争訟費用} \times \frac{\text{期間中総支払限度額}^{(注)}}{\text{第3条①および同条②の合計額}}$$

(注) 期間中総支払限度額

当社がすでに保険金を支払っている場合は、その額を控除します。

第5条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意

② 戦争^(注2)、変乱、暴動、騒擾または労働争議

③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波

④ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注3)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 戦争

宣戦の有無を問いません。

(注3) ラジオ・アイソトープ

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第6条(保険金を支払わない場合—その2)

(1)当社は、次のいずれかに起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

① 施設の修理、改造または取壊し等の工事

② 自動車^(注1)、船舶または航空機の所有、使用または管理

③ 排水または排気^(注2)。ただし、不測かつ突発的に石油物質が流出した場合を除きます。

④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは被保険者の占有を離れ施設外にある財物

⑤ 仕事の終了^(注3)または放棄の後の仕事の結果

(2)当社は、被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する油濁損害について保険金を支払いません。

(3)当社は、被保険者と第三者の間に損害賠償に関して特別の約定がある場合において、その約定によって加重された責任に基づく油濁損害に対して保険金を支払いません。

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 排気

煙を含みます。

(注3) 仕事の終了

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第7条(共有施設)

施設の全部もしくは一部が共有である場合は、当社は、その共有施設に起因する事故に関しては、その施設の全共有者が負担した第3条(油濁損害の範囲)①の損害賠償金および同条②の処理費用の合算額に被保険者の共有持分割合(以下「持分割合」といいます。)を乗じた額が、1回の事故について保険証券記載の免責金額に持分割合を乗じた額を超過する場合に限り、その超過分を保険証券記載の1事故支払限度額に持分割合を乗じた額を限度として、保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

(1)当社に対する油濁損害に関わる保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 第3条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金および同条③から⑤までの費用に関わる保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 第3条②の処理費用に関わる保険金	被保険者による処理費用の負担が確定した時

(2)被保険者が(1)②の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に規定する書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 処理費用の請求書または見積書等処理費用の発生を証明する書類
② 被保険者が支払った処理費用に係る領収書等、処理費用の額を確認できる証拠書類

(3)油濁損害に関わる保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、事項によって消滅します。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）(2)、第5条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）(3)③、(5)および(6)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)、第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)、第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)ならびに第27条（保険金の支払）(1)および(2)⑥の規定中「事故」とあるのは「油濁特別約款第1条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の流出」
- ② 第6条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「損害賠償責任または油濁特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の処理費用」
- ③ 第29条（先取特権）の規定中「第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①の損害賠償金」とあるのは「油濁特別約款第3条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金」、「第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)②から⑥までの費用」とあるのは「油濁特別約款第3条（油濁損害の範囲）②から⑤までの費用」

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款については、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第11条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

油濁超過損害額支払特約

当社は、油濁特別約款第4条（支払保険金）の規定にかかわらず、油濁特別約款第3条（油濁損害の範囲）に規定する損害の額の合算額が、1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過した場合に限り、その超過分について保険証券記載の1事故支払限度額を限度として保険金を支払います。ただし、当社の保険期間中の保険金の支払額は、いかなる場合も保険証券記載の期間中総支払限度額を超えないものとします。

クリーニング業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、洗たく物が保険期間中に滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）しまたは盗取もしくは詐取されたことにより、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 洗たく物

被保険者が保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品をいいます。

② クリーニング

洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。

第3条（損害の範囲）

(1)この特別約款において、当社が保険金を支払う普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に定める損害賠償金は、被保険者が洗たく物について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金^(注1)に限り、洗たく物が損壊しまたは盗取もしくは詐取された地および時において、もし被害を受けていなければ有するであろう価額を限度とします。

(2)この特別約款において、当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)②の損害防止費用および同条(1)④の緊急措置費用を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3)(1)①の損害賠償金には次のいずれかに該当するものを含まません。

① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等にかかる損害賠償金

② 洗たく物の製造業者^(注2)または販売業者が洗たく物の損壊について、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対し、法律上の損害賠償責任を負担すべき場合にはそれらの者が負担すべき損害賠償金

(注1) 損害賠償金

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

(注2) 洗たく物の製造業者

縫製業者および染色業者を含みます。

第4条（支払保険金）

(1)普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。

① 第3条（損害の範囲）(1)の損害については、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{第3条(1)の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

② 普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)③、⑤および⑥に規定する損害については、その全額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故について、第3条（損害の範囲）(1)の規定による損害賠償金の額が支払限度額を超過した場合には、普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥の争訟費用について当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。

普通保険約款第2条
(1)⑥の争訟費用

×

支払限度額
第3条(1)の損害賠償金の額

(2)当社が第3条(損害の範囲)(1)の損害に対して保険金を支払った場合は、以後の保険期間における支払限度額は、次の算式によって算出される額とします。

保険証券記載の
支払限度額

-

第3条(1)の損害に対して
支払った保険金の額

第5条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)に規定する損害賠償責任^(注1)のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人^(注2)または被保険者の被用者もしくは被保険者の同居の親族が行いまたは加担した洗たく物の盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の法定代理人^(注2)もしくは被保険者の被用者または被保険者の同居の親族が所有または私用に供する洗たく物の損壊、盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ③ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 洗たく物の瑕疵もしくは洗たく物の自然の変化^(注3)、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出またはいっ出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 洗たく物の修理または加工^(注4)によるその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 洗たく物が寄託者に引渡された日から30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知がなされたその洗たく物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する損害賠償責任

(注1) 普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)に規定する損害賠償責任
ただし、同条③に規定する損害賠償責任を除きます。

(注2) 法定代理人

保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 自然の変化

自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合いの変化、形崩れ等をいいます。

(注4) 修理または加工

染色、色ぬきを含みます。

第6条(代位)

当社は、普通保険約款第28条(代位)(1)の規定に基づいて取得する権利のうち、被保険者の被用者または被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意による場合を除きます。

第7条(準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

漏水補償特約(クリーニング用)

当社は、クリーニング業者特別約款第5条(保険金を支払わない場合)⑤の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出またはいっ出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因し、洗たく物について正当な権利を有する者に対

し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

洗たく物紛失・誤配危険補償特約

当社は、クリーニング業者特別約款第5条（保険金を支払わない場合）⑨の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

Chapter

3

返還保険料の お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて補足する事項がありますので、普通保険約款・特別約款・特約とともに内容をご確認ください。

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明																																
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。																																
	中途更改解約	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約（賠償責任保険に限ります。）をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社（共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。）と締結することをいいます。																																
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																																
無効		この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。																																
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。																																
料率	短期料率	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>短期料率</th> <th>期間</th> <th>短期料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日まで</td> <td>10%</td> <td>6か月まで</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>15日まで</td> <td>15%</td> <td>7か月まで</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>1か月まで</td> <td>25%</td> <td>8か月まで</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>35%</td> <td>9か月まで</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>45%</td> <td>10か月まで</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>55%</td> <td>11か月まで</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>65%</td> <td>12か月まで</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	短期料率	期間	短期料率	7日まで	10%	6か月まで	70%	15日まで	15%	7か月まで	75%	1か月まで	25%	8か月まで	80%	2か月まで	35%	9か月まで	85%	3か月まで	45%	10か月まで	90%	4か月まで	55%	11か月まで	95%	5か月まで	65%	12か月まで	100%
	期間	短期料率	期間	短期料率																														
	7日まで	10%	6か月まで	70%																														
15日まで	15%	7か月まで	75%																															
1か月まで	25%	8か月まで	80%																															
2か月まで	35%	9か月まで	85%																															
3か月まで	45%	10か月まで	90%																															
4か月まで	55%	11か月まで	95%																															
5か月まで	65%	12か月まで	100%																															
月割	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>月割</th> <th>期間</th> <th>月割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月まで</td> <td>12分の1</td> <td>7か月まで</td> <td>12分の7</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>12分の2</td> <td>8か月まで</td> <td>12分の8</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>12分の3</td> <td>9か月まで</td> <td>12分の9</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>12分の4</td> <td>10か月まで</td> <td>12分の10</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>12分の5</td> <td>11か月まで</td> <td>12分の11</td> </tr> <tr> <td>6か月まで</td> <td>12分の6</td> <td>12か月まで</td> <td>12分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期間	月割	期間	月割	1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7	2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8	3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9	4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10	5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11	6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12					
期間	月割	期間	月割																															
1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7																															
2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8																															
3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9																															
4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10																															
5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11																															
6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12																															
日割	期間の日数を、保険期間の日数（365日を上限とします。）で除した割合をいいます。																																	
期間	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。																																
	既経過期間（既経過日数・月数）	ご契約の始期日から、解約日または解除日（失効の場合は、失効日）までの期間（日数・月数）をいいます。																																
	未経過期間（未経過日数・月数）	解約日または解除日（失効の場合は、失効日）から、ご契約の満期日までの期間（日数・月数）をいいます。																																

保険料	年間 保険料	保険期間を1年間とした場合に当社が領収すべき 保険料をいいます。
	分割 保険料	一般分割払、大口分割払における1回分の保険料 をいいます。
保険料 算出 基礎	確定型	保険契約締結時に、保険料算出基礎が固定される ものをいいます。 「例」 面積、距離、原油処理能力、定員数、台数、 本数、請負金額、人数・入場者数（予測値）、参 加人数（予測値）、契約締結時点の生徒数、その 他前年実績にもとづく数値 等
	累積型	実績が積みあがっていくものであって、保険契約 締結時には正確な数値がつかめないものをいいま す。 「例」 賃金、人数・入場者数（実績値）、参加人 数（実績値）、売上高、領収金、販売トン数、完 成工事高・売上高、索動輸送人数 等
	増減型	実績が増減するものであって、保険契約締結時 には保険期間中の正確な数値がつかめないものをい います。 「例」 生徒数、児童数、世帯数、会員数 等
最低保険料		保険証券に記載された最低保険料をいいます。

<返還保険料の計算方法等について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりです。

①一時払契約

区分		払込方法		確定型	累積型	増減型
解約				短期料率【最低】	確定精算【最低】	短期料率【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額			日割	確定精算	日割
	保険料が減額			短期料率【最低】	確定精算【最低】	短期料率【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除			日割	確定精算【最低】	日割【最低】
	通知義務に関する規定による解除			日割	確定精算【最低】	日割【最低】
	重大事由による解除			日割	確定精算【最低】	日割【最低】
	保険料・分割 保険料不払解除			日割【最低】	確定精算【最低】	日割【最低】
無効	保険金の 不法取得を目的とした保険 契約の無効			返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外			全額返還	全額返還	全額返還
失効				日割	確定精算	日割
保険契約者または 被保険者の詐欺・ 強迫による取消				返還しません	返還しません	返還しません

◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低保険料の規定が適用されます。

②一般分割払契約

区分		払込方法		
		確定型	累積型	増減型
解約		月割 【最低】	確定精算 【最低】	月割 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額	日割	確定精算	日割
	保険料が減額	月割 【最低】	確定精算 【最低】	月割 【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	通知義務に関する規定による解除	日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	重大事由による解除	日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	保険料・分割 保険料不払解除	日割 【最低】	確定精算 【最低】	日割 【最低】
無効	保険金の 不法取得を目的とした保険 契約の無効	返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還	全額返還
失効		日割	確定精算	日割
保険契約者または 被保険者の詐欺・ 強迫による取消		返還しません	返還しません	返還しません

- ◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

③大口分割払契約

区分		払込方法	確定型	累積型	増減型
解約			短期料率 【最低】	確定精算 【最低】	短期料率 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額 または増額		日割	確定精算	日割
	保険料が減額		短期料率 【最低】	確定精算 【最低】	短期料率 【最低】
解除	告知義務に関する規定による解除		日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	通知義務に関する規定による解除		日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	重大事由による解除		日割	確定精算 【最低】	日割 【最低】
	保険料・分割 保険料不払解除		日割 【最低】	確定精算 【最低】	日割 【最低】
無効	保険金の 不法取得を目的とした保険 契約の無効		返還しません	返還しません	返還しません
	上記以外		全額返還	全額返還	全額返還
失効			日割	確定精算	日割
保険契約者または 被保険者の詐欺・ 強迫による取消			返還しません	返還しません	返還しません

◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

ご注意

- ◆返還保険料の計算は、記名被保険者ごと、特別約款ごと、補償項目（身体障害・財物損壊等）ごと、特約の種類ごとに1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。
- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆解約時または解除時に未払込保険料（解約・解除時点においてお支払いいただいていない保険料）がある場合には、後に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を追加保険料として保険契約者に請求します。
- ◆解約、解除、無効、失効、または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載していますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、合わせてご参照願います。
 - 無効または失効となる場合
賠償責任保険普通保険約款第19条
 - 取消の場合
賠償責任保険普通保険約款第20条
 - 解除または解約の場合
賠償責任保険普通保険約款第21条
- ◆解約時または解除時において、既にご契約内容の変更があった場合には、お取扱いが異なりますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<計算方法・計算例①> 短期料率

返還保険料＝年間保険料×(100%－既経過期間に対応する短期料率)

一時払契約	
◆保険期間：	平成26年4月1日～平成27年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料：	50,000円
◆解約日：	平成26年6月15日 (既経過期間：3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	＝ 50,000円×(100%－45%) ＝ 50,000円×0.55 ＝ 27,500円 (返還保険料)
分割払契約	
◆保険期間：	平成26年4月1日～平成27年4月1日 (保険期間1年)
◆年間保険料：	500,040円 (分割保険料41,670円×12回、第3回目まで払込済)
◆解約日：	平成26年6月15日 (既経過期間：3か月まで・短期料率45%)
返還保険料	＝ 500,040円×(100%－45%) ＝ 275,022円 → 275,020円
未払込保険料	＝ 41,670円×9回 ＝ ▲375,030円
差引	＝ ▲100,010円 (追加保険料)

<計算方法・計算例②> 日割

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$$

一時払契約

◆保険期間： 平成26年4月1日～平成27年4月1日
(保険期間1年)

◆年間保険料： 580,400円

◆解約日： 平成27年1月18日

(未経過日数：平成27年1月18日～平成27年4月1日まで⇒未経過日数73日)

$$\text{返還保険料} = 580,400 \text{円} \times \frac{73}{365} = 116,080 \text{円}$$

→ 116,080円 (返還保険料)

分割払契約

◆保険期間： 平成26年4月1日～平成27年4月1日
(保険期間1年)

◆年間保険料： 525,600円

(分割保険料43,800円×12回、第2回目まで保険料を払込済)

◆解約日： 平成26年6月13日

(未経過日数：平成26年6月13日～平成27年4月1日まで⇒未経過日数292日)

$$\text{返還保険料} = 525,600 \text{円} \times \frac{292}{365} = 420,480 \text{円}$$

$$\text{未払込保険料} = 43,800 \text{円} \times 10 \text{回}$$

$$= \blacktriangle 438,000 \text{円}$$

$$\text{差引} = \blacktriangle 17,520 \text{円 (追加保険料)}$$

<計算方法・計算例③> 月割

返還保険料＝年間保険料×(1－既経過月数に対応する月割)

一般分割払契約

◆保険期間：平成26年4月1日～平成27年4月1日

◆年間保険料：52,560円

(分割保険料4,380円×12回、初回分を払込済)

◆解約日：平成26年6月15日

(既経過月数：平成26年4月1日～平成26年6月15日・3か月まで)

$$\text{返還保険料} = 52,560 \text{円} \times \left(1 - \frac{3}{12}\right)$$

$$= 39,420 \text{円}$$

$$\text{未払込保険料} = 4,380 \text{円} \times 11 \text{回}$$

$$= \blacktriangle 48,180 \text{円}$$

$$\text{差引} = \blacktriangle 8,760 \text{円 (追加保険料)}$$

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>